

阪南市

# 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

阪南市



## はじめに

本市では、平成 15 年 7 月の次世代育成支援対策法の制定を踏まえ、「皆で大切にしよう 子どもの伸びる力 皆で守ろう 子どもの笑顔と笑い声 皆で参加しよう 福祉のまちづくり」を基本理念とした、阪南市次世代育成支援対策地域行動計画・前期計画（平成 17 年度～21 年度）及び後期計画（平成 22 年度～26 年度）に基づき、子ども同士、親同士が手を繋ぎ、地域で子育てを支え合う仕組みづくりに取り組んできました。



しかしながら、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が創設されました。

このような背景のもと、本市においても、これまで推進してきました阪南市次世代育成支援地域行動計画の理念を継承しつつ、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、「阪南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後、本計画の基本理念であります「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」に基づき、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、市民の皆さんをはじめ、関係者の方々の、より一層のご理解とご協力のもと、子育て中の親だけではなく、次代の親となる世代への支援を行い、未来の担い手である子どもが笑顔で健やかに育つとともに、子育て世代にとって魅力があるまちづくりを推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました方々に厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月  
阪南市長 福山敏博



# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 法的位置づけ.....	2
(2) 関連計画との関係.....	2
(3) 「阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）」と「阪南市子ども・子育て支援事業計画」.....	3
(4) 事業計画の記載事項.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 計画の対象.....	5
6 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント.....	6
(1) 3法の趣旨.....	6
(2) 主なポイント.....	6
<b>第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>7</b>
1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移.....	7
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	7
(2) 就学前人口の推移.....	8
2 女性の労働力率.....	8
3 市内の幼稚園及び保育所（園）の設置状況及び利用状況.....	9
4 子育て支援施策の実施状況.....	11
5 市民の子育て支援ニーズ.....	12
(1) 調査の概要.....	12
(2) 主なニーズ結果.....	13
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>20</b>
1 基本的な考え方.....	20
2 基本理念.....	20
3 基本目標.....	21
<b>第4章 基本目標ごとの取組</b> .....	<b>22</b>
基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり.....	23
1 教育・保育環境の充実.....	23
2 次代の親の育成.....	24
3 放課後児童健全育成事業の充実.....	24
基本目標2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり.....	26

1	ひとり親家庭などに対する支援の充実	27
2	児童虐待防止対策の充実	27
3	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	28
4	子どもの安全の確保対策の充実	29
	<b>基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり</b>	<b>31</b>
1	母子の健康の確保	31
2	仕事と子育ての両立支援の推進	33
3	親・家庭が学び、育つ環境づくり	34
4	地域の子育て支援体制の充実	35
	<b>第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等</b>	<b>36</b>
1	教育・保育提供区域の設定	36
2	幼児期の学校教育・保育	36
	（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み	36
	（2）提供体制の確保の内容およびその実施時期	37
3	地域子ども・子育て支援事業	38
	（1）利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】	38
	（2）時間外保育事業	39
	（3）放課後児童健全育成事業	40
	（4）子育て短期支援事業	40
	（5）地域子育て支援拠点事業	40
	（6）乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	41
	（7）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要 保護児童等に対する支援に資する事業	41
	（8）一時預かり事業	42
	（9）病児・病後児保育事業	42
	（10）ファミリー・サポート・センター事業	43
	（11）妊婦健診	43
	（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】	43
	（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】	44
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	44
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の 確保	44
6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携	44
7	ワーク・ライフ・バランスのための雇用環境の整備に関する施策との連携	45
	<b>第6章 計画の推進</b>	<b>46</b>
1	計画の推進主体と連携の強化	46
2	計画の進行管理	46
	<b>資料編</b>	<b>47</b>
1	阪南市子ども・子育て会議条例	47

2	阪南市子ども・子育て会議委員名簿.....	48
3	アンケート調査結果（抜粋）.....	49
4	用語解説.....	80



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざすこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

阪南市では、これまで阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）において、「皆で大切にしよう 子どもの伸びる力 皆で守ろう 子どもの笑顔と笑い声 皆で参加しよう 福祉のまちづくり」を基本理念とし、子ども同士、親同士が手を繋ぎ、地域で子育てを支え合う仕組みづくりを推進していました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組を適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画を策定します。



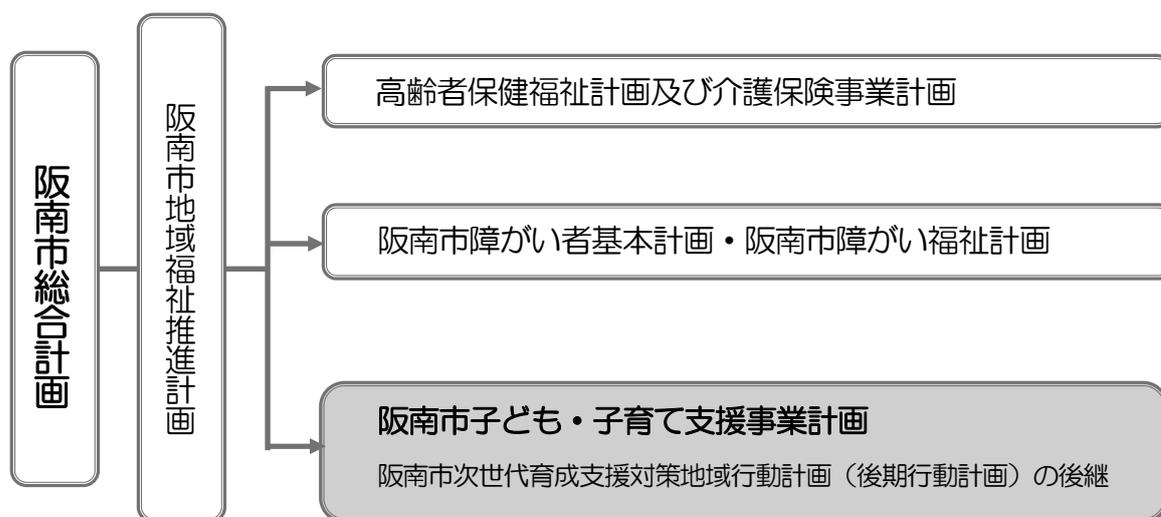
## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

### (2) 関連計画との関係

本計画は、「阪南市総合計画」及び「阪南市地域福祉推進計画」を上位計画として、「第2次阪南市障がい者基本計画」、「第3期阪南市障がい福祉計画」などの各種関連計画と整合を図りながら作成しました。また、本計画は阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）の後継として位置づけます。



(3) 「阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）」と「阪南市子ども・子育て支援事業計画」

「皆で大切にしよう 子どもの伸びる力 皆で守ろう 子どもの笑顔と笑い声 皆で参加しよう 福祉のまちづくり」を基本理念とする阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）は、時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づくもので、阪南市における子ども・子育て支援の総合計画の役割を果たしています。

一方、子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画として定義されており、年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める「事業計画」的性格をもつものです。

	阪南市次世代育成支援対策地域行動計画 （後期行動計画）	阪南市子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格・特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画</li> <li>○「阪南市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画</li> <li>○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画</li> <li>○予算の恒久的確保の前提として対応事業のメニュー化</li> </ul>

#### (4) 事業計画の記載事項

子ども・子育て支援事業計画に掲載する事項(必須・任意)の内容は以下のとおりです。

##### 《必須記載事項》

###### ◆教育・保育提供区域の設定

・「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」。小学校区、中学校区、行政区などを想定)を設定

###### ◆各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める
- ・区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定
- ・「確保の内容」に基づき、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備
- ・待機児童の中心である0～2歳(※)の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定(※0歳、1～2歳に区分)

###### ◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める
- ・設定した「量の見込み」に対応するよう、事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要

###### ◆幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・(幼保連携型)認定こども園の設置数、設置時期その他(幼保連携型)認定こども園の普及にかかる考え方((幼保連携型)認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- ・幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- ・保幼小連携、0～2歳と3～5歳にかかる取組の連携

##### 《任意記載事項》

###### ◆産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備
- ・0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載

###### ◆子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

・都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載

—児童虐待防止対策の充実

—母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

—障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

###### ◆労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

・市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

—仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

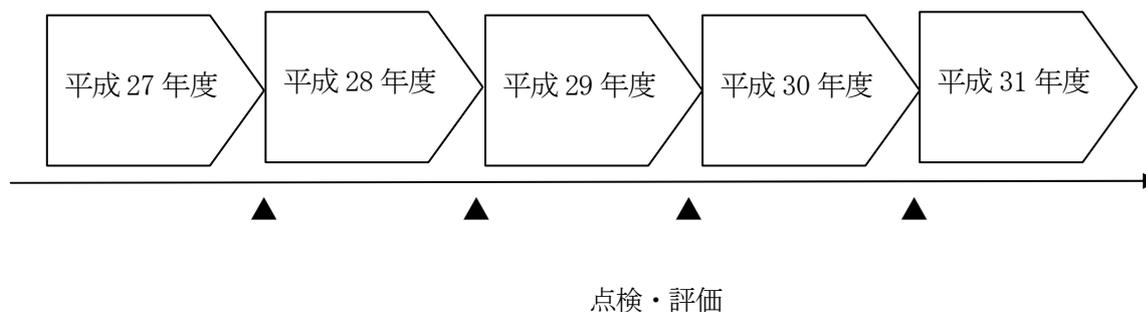
—仕事と子育ての両立のための基盤整備

### 3 計画の期間

---

平成27年度から平成31年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を策定します。

なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。



### 4 計画の策定体制

---

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「阪南市子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

### 5 計画の対象

---

阪南市に在住する妊婦やその家庭、12歳未満の児童とその家庭のすべてを対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

## 6 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

### (1) 3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

### (2) 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設  
\*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 市町村が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支援
- ⑤ 社会全体による費用負担
  - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）
- ⑥ 政府の推進体制
  - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
  - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
  - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
- ⑧ 施行時期
  - ・平成27年4月に本格施行

## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

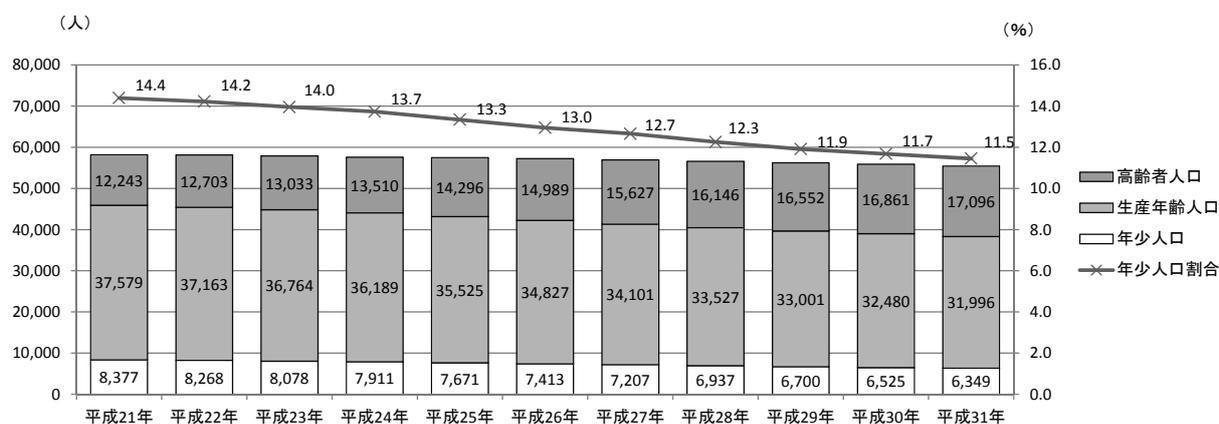
### 1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成21年以降減少が続き、平成25年には57,492人となっており、年少人口（0～14歳）の割合も減少傾向で推移しています。

今後も、総人口は一貫して減少が続き、年少人口の数、割合ともに減少傾向で推移することが見込まれます。

年齢3区分別人口の推移

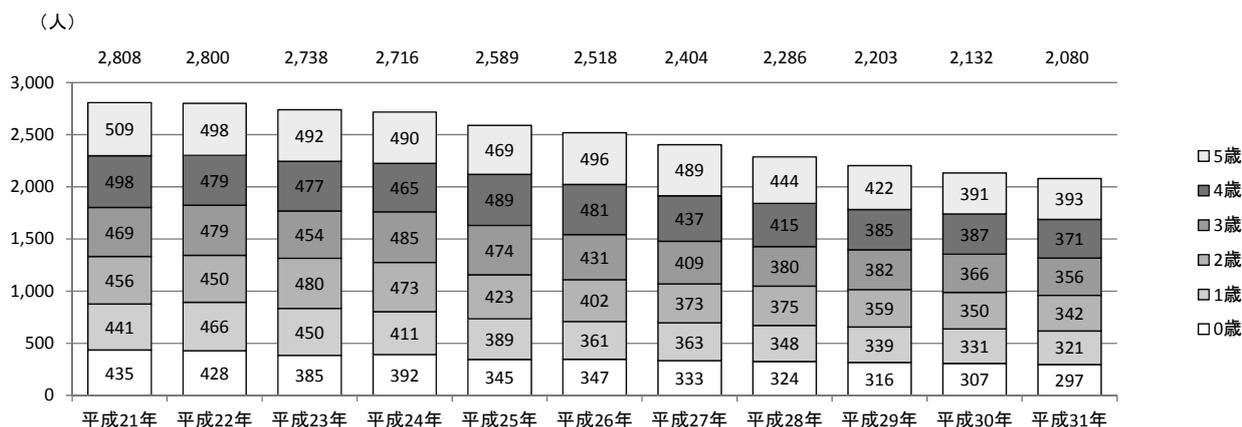


※各年10月1日現在。住民基本台帳データ。  
平成25年までは実績値、平成26年以降は推計値。

## (2) 就学前人口の推移

本市の就学前人口の年齢別推移をみると、平成21年以降において減少が続き、平成25年には2,589人となっており、今後においても一貫して減少傾向で推移することが見込まれます。

就学前人口の推移

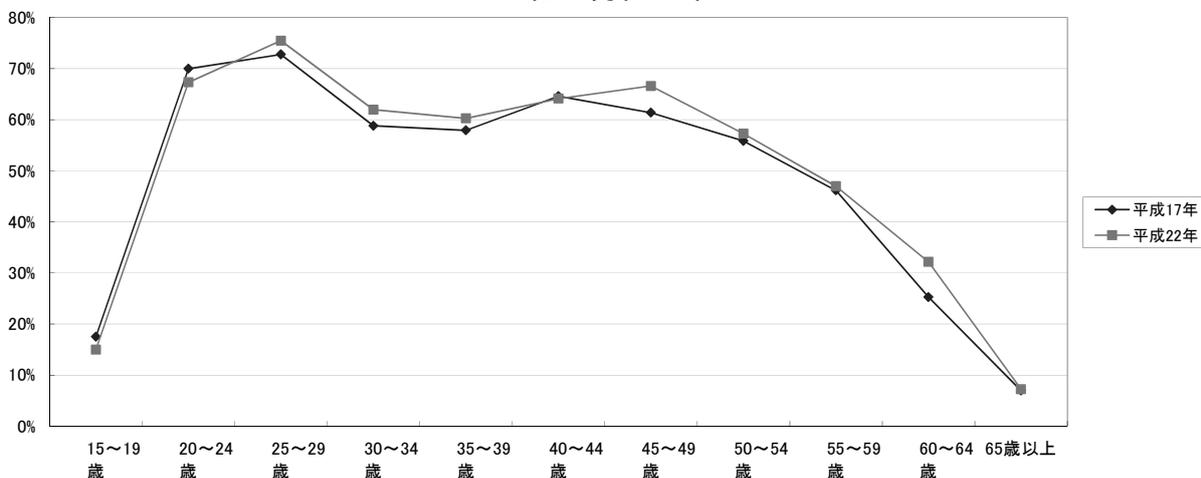


※各年 10月1日現在。住民基本台帳データ。  
平成25年までは実績値、平成26年以降は推計値。

## 2 女性の労働力率

阪南市における女性の労働力率を平成17年と平成22年で比較すると、25歳以上のほとんどの年齢層で平成22年が上回っており、その中でも40代後半や60代前半が顕著となっています。

女性の労働力率



### 3 市内の幼稚園及び保育所（園）の設置状況及び利用状況

本市の幼稚園及び保育所（園）の設置状況等は、公立幼稚園が4施設、定員数840人、入所数428人、私立幼稚園等が3施設、定員数630人、入所数352人、公立保育所が3施設、定員数390人、入所数381人、私立保育園等が3施設、定員数440人、入所数442人となっています。

また、平成22年以降の保育所（園）における待機児童数をみると、増加と減少を繰り返しており、平成26年10月1日における待機児童数は7人となっています。

#### 幼稚園・保育所（園）の現状

(単位：人)

		定員	入園（所）	開設	
幼稚園	公立	尾崎幼稚園	210	80	S41
		はあとり幼稚園	280	139	S49
		まい幼稚園	210	169	S50
		朝日幼稚園	140	40	S53
		小計	840	428	
	私立	桃の木台幼稚園	285	153	H12
		さつき台幼稚園	285	154	H19
		アルン西鳥取夢学舎 (幼稚園部)	60	45	H22
		小計	630	352	
幼稚園計		1,470	780		
保育所 (園)	公立	尾崎保育所	120	139	S49
		下荘保育所	150	128	S45
		石田保育所	120	114	S49
		小計	390	381	
	私立	ワンワン保育園	150	138	S45
		しいの実保育園	140	144	S55
		アルン西鳥取夢学舎 (保育園部)	150	160	H19
		小計	440	442	
保育所（園）計		830	823		
合計		2,300	1,603		

※幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成26年4月1日現在。

## 保育所(園)の待機児童数の推移

(単位:人)

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
4月1日現在	1	1	0	0	0
10月1日現在	28	11	7	14	7
※10/1 入所待ち数	57	37	43	31	26

※入所待ち数は、待機児童を含め入所希望保育所を指定している児童の合計。



#### 4 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）の進捗状況は下表のとおりであり、延長保育事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）、一時預かり事業、特定保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）、つどいの広場については、目標値に達しています。

なお、休日保育事業や病児・病後児保育事業など、年によって増減の著しい事業については、特に利用状況等を勘案し、目標事業量の設定を行うことが必要となります。

指標		後期行動計画（平成21年度）					
		H26目標	実績				
			H22	H23	H24	H25	H26
通常保育事業	0～2歳	350人	310人	332人	321人	314人	-人
	3～5歳	509人	516人	525人	555人	554人	-人
	計	859人	826人	857人	876人	868人	-人
延長保育事業		定員90人 6箇所	定員90人 6箇所	定員90人 6箇所	定員90人 6箇所	定員90人 6箇所	定員90人 6箇所
休日保育事業		20人 1箇所	-人 -箇所	-人 -箇所	-人 -箇所	-人 -箇所	-人 -箇所
夜間保育事業		18人 1箇所	-人 -箇所	-人 -箇所	-人 -箇所	-人 -箇所	-人 -箇所
放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会）		580人 11箇所	404人 11箇所	397人 11箇所	346人 11箇所	357人 10箇所	-人 10箇所
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
病児・病後児保育事業 （病児対応型・病後児対応型）		1,000人日 1箇所	-人日 -箇所	-人日 -箇所	-人日 -箇所	-人日 -箇所	-人日 -箇所
病児・病後児保育事業 （体調不良児対応型）		120日 1箇所	0日 0箇所	0日 0箇所	延べ146人 1箇所	延べ233人 2箇所	-日 2箇所
子育て短期支援事業 （ショートステイ）		2箇所	2箇所	2箇所	4箇所	4箇所	4箇所
一時預かり事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
特定保育事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
ファミリー・サポート・センター事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
つどいの広場		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## 5 市民の子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となる子どもの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。調査の概要と主なニーズ結果は以下のとおりです。

### (1) 調査の概要

#### ○調査対象

- ①就学前児童のいる全世帯 2,130票
- ②市内小学校の小学1年生から3年生の児童の保護者 848票

○調査期間：平成25年12月5日～12月18日

#### ○調査方法：

- ①就学前児童のいる全世帯 郵送及び幼稚園等を通じて配布、回収。（無記名回答）
- ②市内小学校の小学1年生から3年生の児童の保護者 市内小学校の小学1年生から3年生までの1組の児童を対象に小学校を通じて配布・回収。（無記名回答）

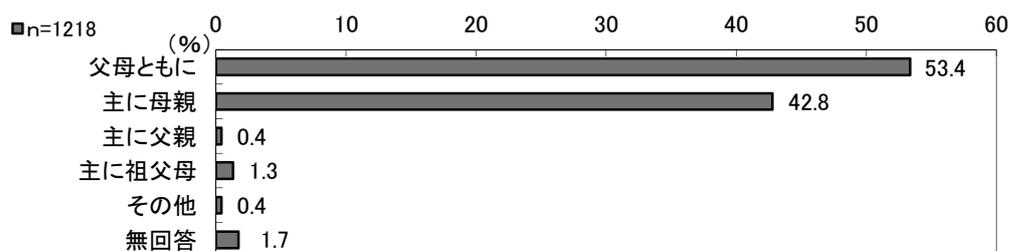
#### ○配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
①就学前児童のいる全世帯	2,130票	1,218票	57.2%
②市内小学校の小学1年生から3年生の児童の保護者	848票	649票	76.5%

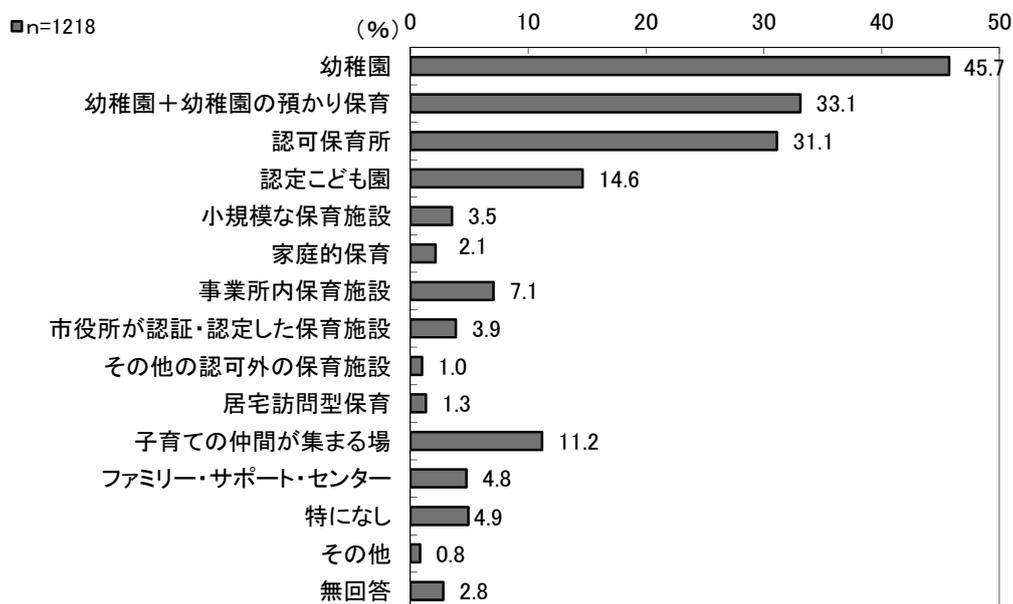
## (2) 主なニーズ結果

### ○就学前児童のいる全世帯

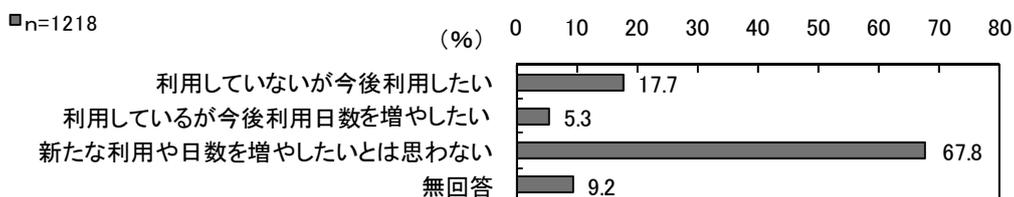
- ・子育てを主にしている人は「父母ともに」が53.4%、「主に母親」が42.8%であり、父親の育児参加がみられますが、母親が主となっている家庭が依然として多い状況です。



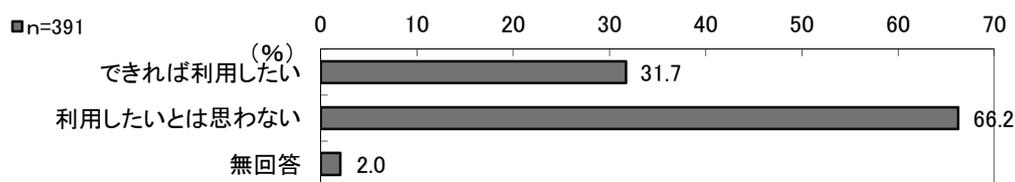
- ・定期的にご利用したい教育・保育事業は「幼稚園」(45.7%)、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(33.1%)、「認可保育所」(31.1%)が上位回答となっています。



- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「利用していないが今後利用したい」が17.7%、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」が5.3%、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が67.8%となっています。



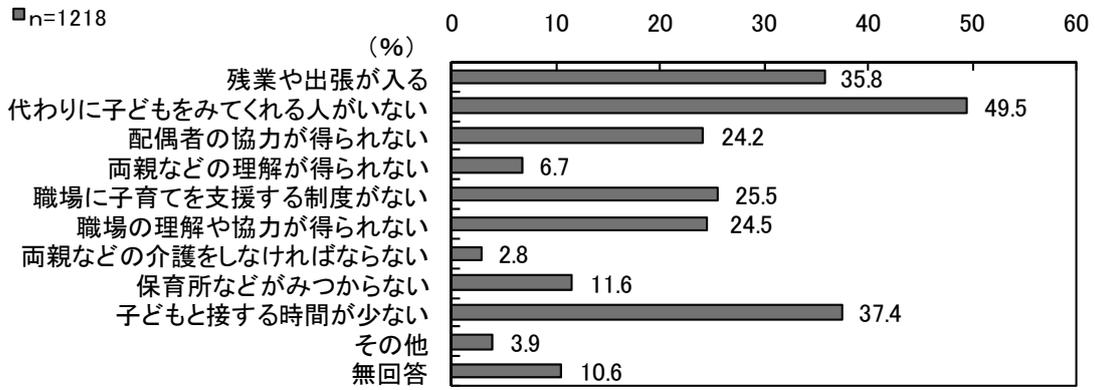
- 病気の子どものための保育施設の利用意向については、「できれば利用したい」が31.7%、一方「利用したいとは思わない」が66.2%となっています。



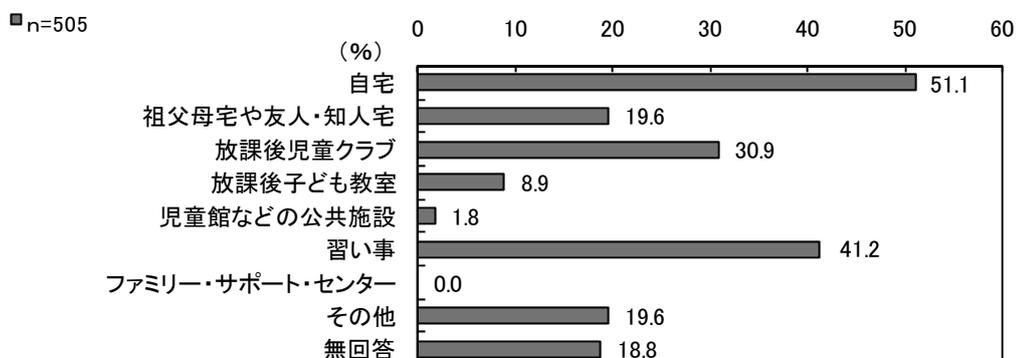
- 一時預かりの利用意向については、「利用したい」が39.2%、一方「利用する必要はない」が54.2%となっています。



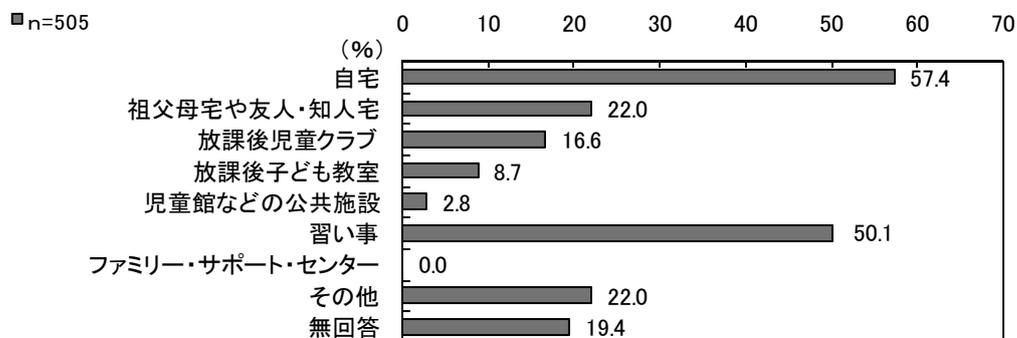
- 仕事と子育ての両立における課題については、「代わりに子どもをみてくれる人がいない」(49.5%)、「子どもと接する時間が少ない」(37.4%)、「残業や出張が入る」(35.8%)が上位回答となっています。



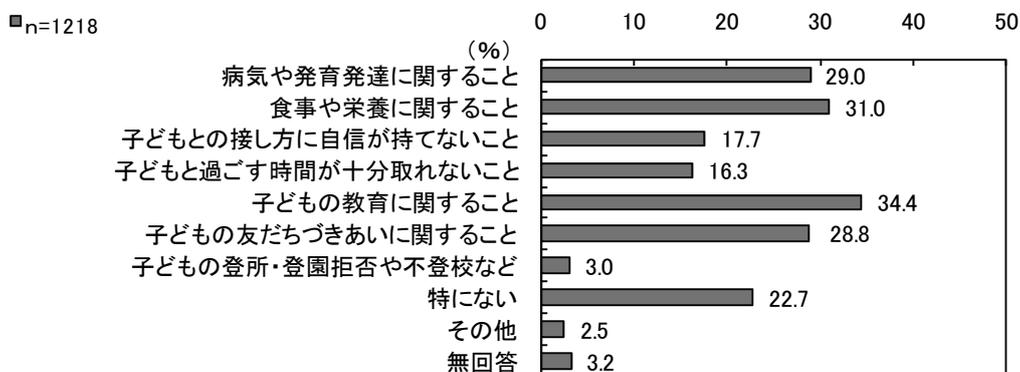
- 小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所については、低学年は「自宅」（51.1%）、「習い事」（41.2%）、「放課後児童クラブ」（30.9%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（19.6%）が上位回答となっています。



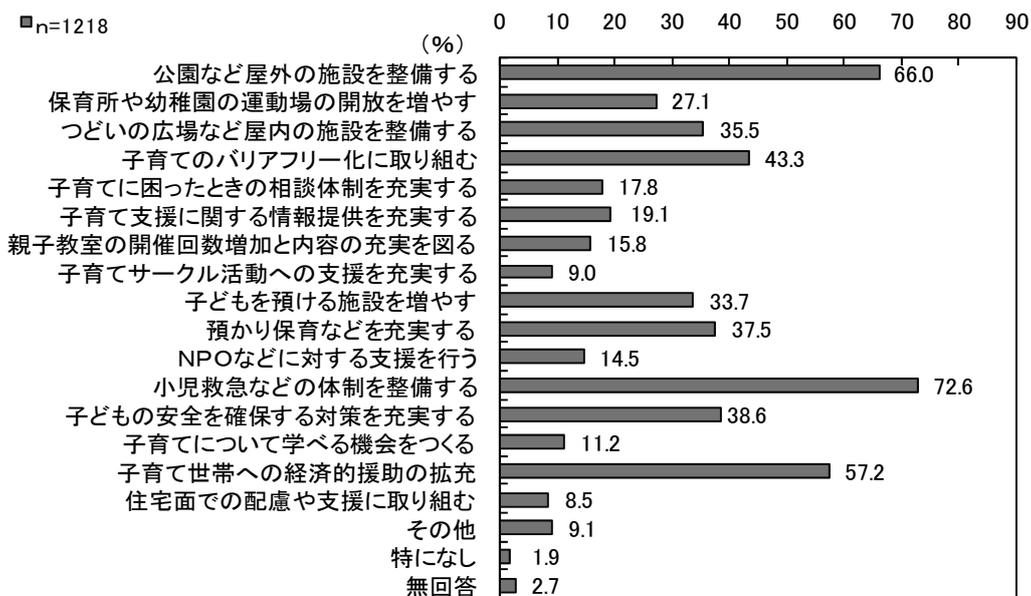
また、高学年では「自宅」（57.4%）、「習い事」（50.1%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（22.0%）、「放課後児童クラブ」（16.6%）が上位回答となっており、低学年、高学年ともに、「自宅」、「習い事」が1位、2位にあげられています。



- ・子育てに関する日頃の悩み、気になることについては、「子どもの教育に関すること」(34.4%)、「食事や栄養に関すること」(31.0%)、「病気や発育発達に関すること」(29.0%)、「子どもの友だちづきあいに関すること」(28.8%)が上位回答となっています。

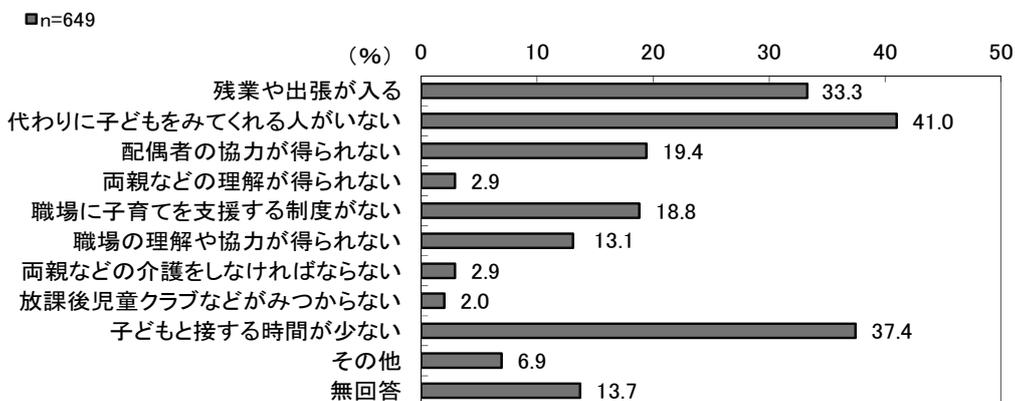


- ・充実してほしい子育て支援サービスについては、「小児救急などの体制を整備する」(72.6%)、「公園など屋外の施設を整備する」(66.0%)、「子育て世帯への経済的援助の拡充」(57.2%)が上位回答となっています。

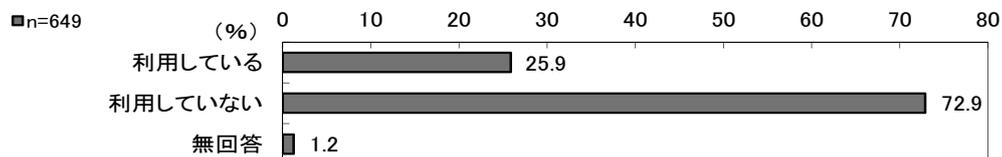


## ○小学生児童の保護者

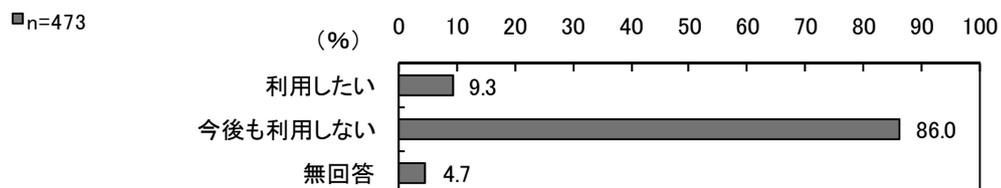
- 仕事と子育てを両立させる上での課題は「代わりに子どもをみてくれる人がいない」(41.0%)、「子どもと接する時間が少ない」(37.4%)、「残業や出張が入る」(33.3%)が上位回答となっています。



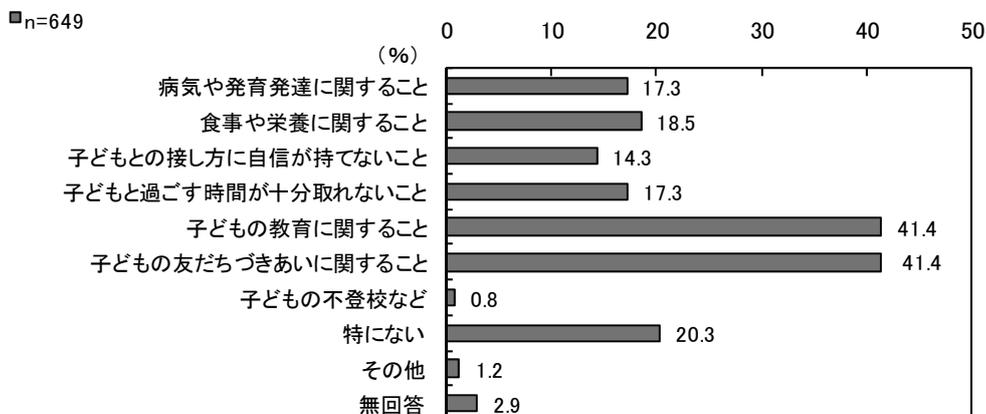
- 放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の平日の利用状況については、「利用している」が25.9%、「利用していない」が72.9%となっています。



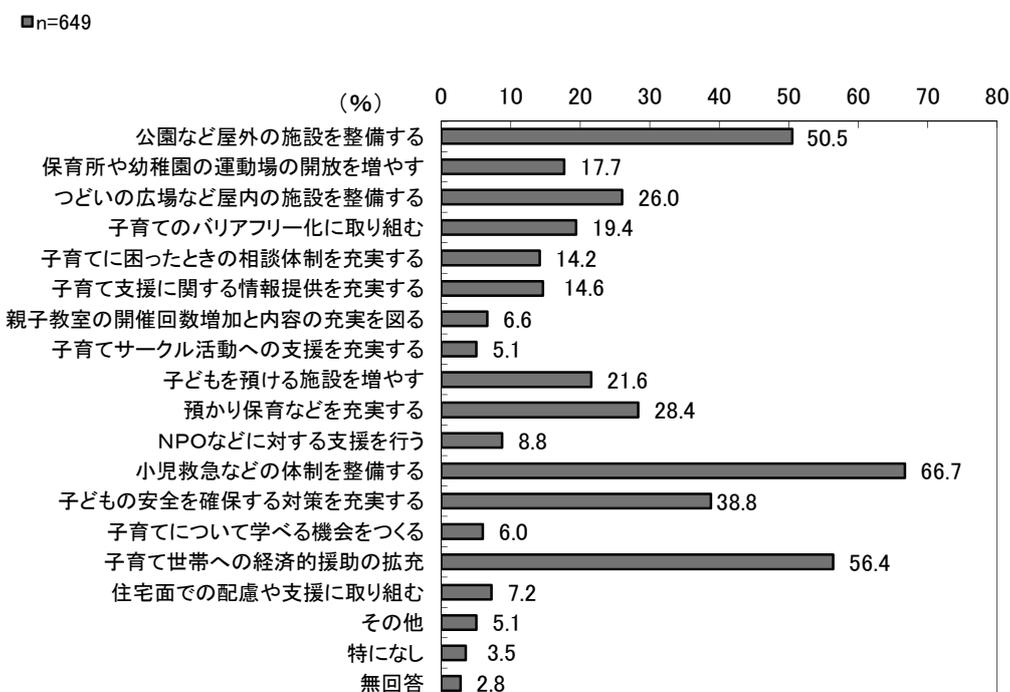
- 利用していない方の今後の利用希望については、「利用したい」が9.3%、一方「今後も利用しない」が86.0%となっています。



- 子育てに関して日頃悩んでいることについては、「子どもの教育に関すること」、「子どもの友だちづきあいに関すること」（同率41.4%）が上位回答となっています。



- 充実してほしい子育て支援サービスについては、「小児救急などの体制を整備する」（66.7%）、「子育て世帯への経済的援助の拡充」（56.4%）、「公園など屋外の施設を整備する」（50.5%）が上位回答となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざします。



阪南市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

### 2 基本理念

次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）の基本理念

「皆で大切にしよう 子どもの伸びる力 皆で守ろう 子どもの笑顔と笑い声 皆で参加しよう 福祉のまちづくり」



**子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、ほんなん**

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、保護者をはじめ地域住民が一体となって子どもたちを支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って育まれる環境づくりが必要です。

また、子育て・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ち、子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるような支援をしていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、阪南市がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「阪南市子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、ほんなん」と設定します。

### 3 基本目標

---

基本的な考え方や基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記のとおり設定します。

#### 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後における子どもの安全な居場所の確保などにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりをめざします。

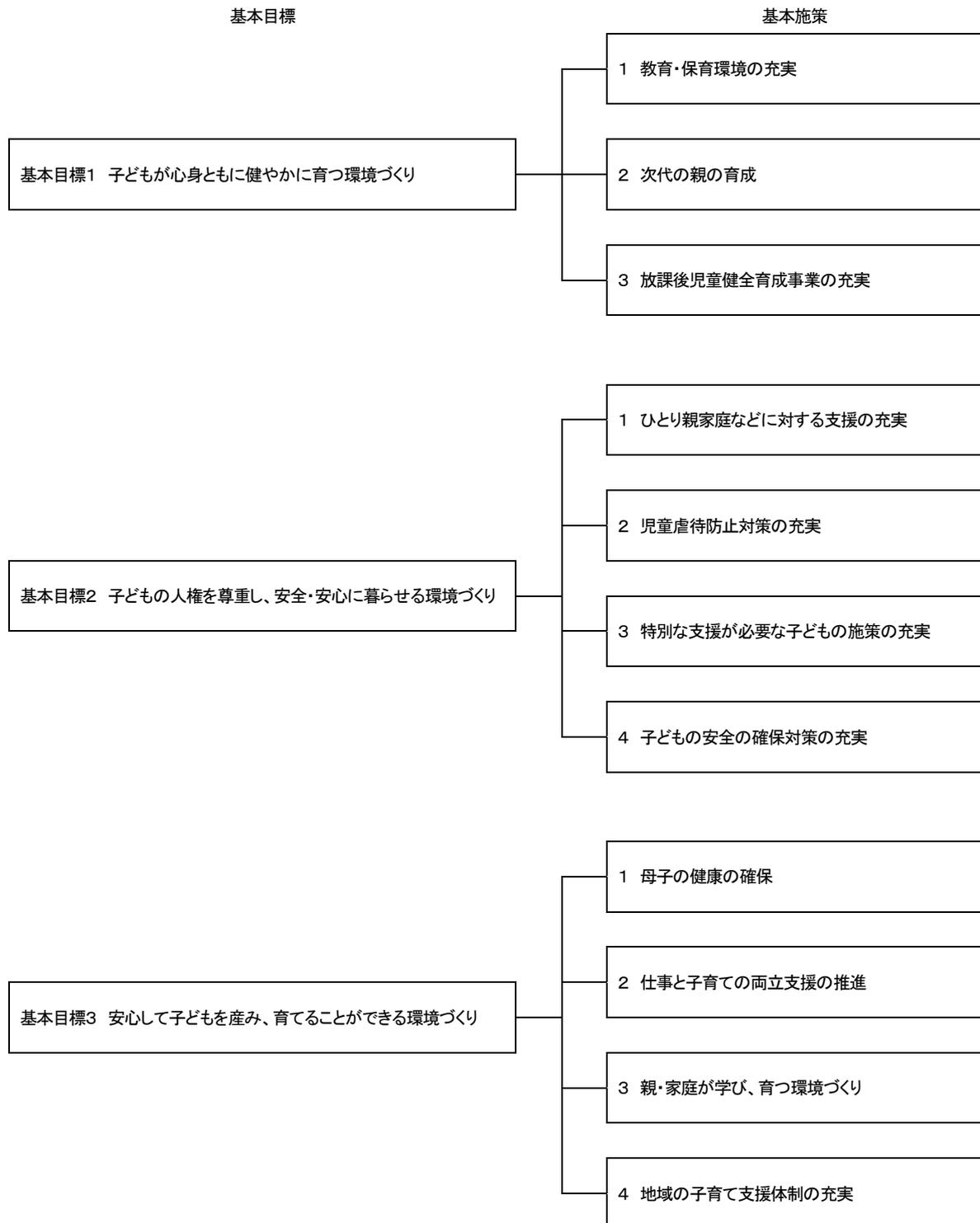
#### 基本目標2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭等、特別な支援を必要とする家庭等を含めて、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し適切な支援を提供するなど、子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりをめざします。

#### 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てができるよう、地域における子育てを積極的に支援するとともに、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援するなど、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりをめざします。

## 第4章 基本目標ごとの取組



## 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、子育ての孤立感と負担感の増加、待機児童問題など、子ども・子育て支援の量的な拡大と質の改善が喫緊の課題となっています。

また、子ども自身も、次の世代の「親」となり、家庭や地域づくりを担っていく必要があり、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、次代の親を育成するという視点から子どもの健全育成を進めていくことも重要です。

本市では、阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（前期行動計画）、阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）により、計画的かつ着実に保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

しかしながら、これまでの量的拡大の取組を上回る需要の増加により、依然として待機児童が発生しています。

また、親の立場からの放課後の過ごし方として、就学前児童では、低学年のうちは30.9%、高学年のうちは16.6%、小学生では、放課後児童クラブ利用者の56.5%が小学4年生以降も「放課後児童クラブ」を利用したいとあげており、児童の健全な育成に資する放課後の居場所の確保が必要となっています。

そのため、教育・保育環境の充実、次代の親の育成、放課後児童健全育成事業の充実を図り、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めます。

### 1 教育・保育環境の充実

子ども・子育て支援新制度に基づく新たな子育て支援が提供できるよう、保育所・幼稚園の一体化や教育の質及び量の確保など、子育て世代が安心できる教育・保育環境の充実に努めます。

#### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
教育・保育の提供体制の充実	施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実を図ります。また、幼児期の教育・保育を総合的に提供する、認定こども園等を普及します。	こども家庭課 教育総務課 学校教育課
保・幼・小・中の連携	幼保それぞれの連携に加え、小学校・中学校との連続性や連携・交流について検討し、推進します。	こども家庭課 教育総務課 学校教育課
私立幼稚園就園助成等事業	新制度に移行しない私立幼稚園に通う園児の保護者に対する就園奨励費補助金等を継続します。	教育総務課

## 2 次代の親の育成

次代の親となる世代が、乳幼児期から命の大切さ、愛されることへの自覚、他者及び大人への信頼と将来への期待が養われるよう、学校をはじめ、幼稚園や保育所（園）、さらには家庭・地域など、すべてにおいて子どもが学べる環境の充実に努めます。

### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
思春期関係健康教育	小中学校において、喫煙防止講演会や性感感染症予防教育、胎児の成長や妊婦疑似体験・沐浴実習・乳幼児とのふれあい体験を通じて命の大切さを伝えています。	健康増進課
ヒューマンライツセミナー	人権意識の向上・啓発活動のため実施している事業。職員以外に一般市民も参加します。	人権推進課
世代間・地域交流	中学校、小学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と地域との交流事業を実施します。	こども家庭課 学校教育課

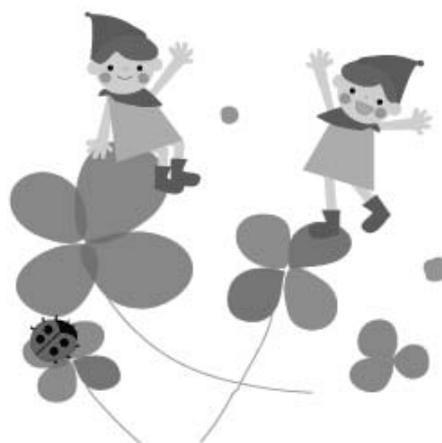
## 3 放課後児童健全育成事業の充実

子どもが地域に愛着を持てるよう、学校を放課後や週末における安全な子どもの居場所づくり並びに学校だけではなく、地域住民の参画による子どもの健全な育成に資する環境の充実に努めます。

### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
阪南市留守家庭児童会	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。	生涯学習推進室
放課後子ども教室推進事業	自主性・主体性・協調性のある子どもの育成のため、市内4小学校において、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動を行います。	生涯学習推進室

事業名	事業内容	担当課
放課後の子どもの居場所事業	<p>阪南市内の小・中学校が平日の放課後子どもの居場所を地域に確保するとともに、設定活動ではなく、子どもたち主体の自由な活動を行います。</p>	生涯学習推進室
放課後子ども総合プランの推進（留守家庭児童会と放課後子ども教室の一体的な運営）	<p>国の放課後子ども総合プランに基づき、留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体的な実施に努めます。</p> <p>共通プログラムを企画段階から連携し、小学校余裕教室等について検討を行います。</p>	生涯学習推進室



## 基本目標2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

すべての子どもは、いかなる状況下でも、等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。また、障がいの有無にかかわらず、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。

本市では、これまで、平成17年4月1日に「阪南市児童虐待防止ネットワーク」を設置し、虐待の早期発見・早期対応に努めているほか、どこにも相談できない人への対応に重点を置き、事後のフォローを重視した育児支援に取り組んできました。発達に課題のある子どもについては、早期に発見し関係機関の支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や幼稚園・保育所（園）、認定こども園への訪問を通じて支援に取り組みます。

アンケート調査では、子育てに関して困っていることについて、「子どもにあたってしまうこと」が就学前児童で31.0%、小学生で30.4%となっているほか、子育てが地域の人に支えられているかについては、「感じない」が就学前で37.9%、小学生で37.3%となっているなど、親の負担を軽減するためにも、地域全体で子育てを見守る体制づくりが必要と言えます。

また、子どもが巻き込まれる事件や事故が増加傾向にあるなか、市に充実してほしいサービスとして「子どもの安全を確保する対策を充実する」が就学前児童で38.6%、小学生で38.8%となっており、子どもが安全・安心に暮らせる環境づくりが求められています。

さらに、市に充実してほしいサービスとして「子育て世帯への経済的援助の拡充」が就学前児童で57.2%、小学生で56.4%となっており、ひとり親家庭をはじめ、経済的困難等を有する家庭への、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図る必要があります。

そのため、ひとり親家庭などに対する支援、児童虐待防止対策、特別な支援が必要な子どもの施策、子どもの安全の確保対策を充実し、子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりに努めます。

## 1 ひとり親家庭などに対する支援の充実

ひとり親家庭などに対する世帯の就労などの自立支援、生活支援を基本にした子育てなどにおける総合的な支援を実現するため、各種助成制度の充実や制度の周知、相談体制の充実に努めます。

### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、子どもを養育する人に対し、年3回支給します。	こども家庭課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。	こども家庭課
地域就労支援事業	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。	商工労働観光課
母子父子寡婦福祉資金（貸付事業）	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行います。	こども家庭課

## 2 児童虐待防止対策の充実

大阪府子ども家庭センターなどの関係機関との連携を図りながら、発生予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで切れ目なく総合的に支援し、援助が必要な家庭や子どもに必要な援助が届く体制づくりと見守り体制の充実に努めます。

### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
阪南市児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の予防、早期発見、早期対応及び継続的ケアを関係機関等の連携により行います。	こども家庭課 学校教育課 健康増進課 人権推進課

事業名	事業内容	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的としています。	健康増進課 こども家庭課

### 3 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障がいのある子どもや発育・成長に遅れのある子ども及びその保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、各種生活支援サービスの充実に努めます。

#### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育支援事業	未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所での保育又はたんぽぽ園での療育などを提供し、子育てと仕事の両立を支援します。	こども家庭課
障がい児通所支援事業	障がい児などの発達を支援するため、保護者等からの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給します。	こども家庭課
障がい児教育支援事業	支援学級における、障がいのある園児・児童・生徒に介助員を配置し、適切な指導及び必要な支援を行います。	学校教育課
学習支援員配置事業	障がい児教育支援事業に加え、通常の学級におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障がいの可能性のある児童・生徒に学習支援員を配置し、適切な学習支援を行います。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
小・中学校特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
障がい児福祉サービス事業	自宅での介護負担を軽減し、障がい児の自立を支援するための居宅介護（ホームヘルプサービス）、介護者が病気などの時に短期間施設で預かる短期入所、身体機能を補うための補装具費の支給などを行います。	市民福祉課
地域生活支援事業	障がい児の日常生活の自立を支援するための日常生活用具給付等事業、屋外移動が困難な障がい児の外出を支援するための移動支援（ガイドヘルプサービス）事業などを行います。	市民福祉課
災害時要援護者支援推進事業	平成26年3月に「災害時要援護者支援マニュアル」を改訂した「災害時要援護者支援プラン」を策定し、同プランに基づき要援護者登録を進めるとともに、登録者の同意の下、地域の関係団体に登録者情報を提供し、災害時の安否確認に努める体制づくりを推進します。	市民福祉課 危機管理課

#### 4 子どもの安全の確保対策の充実

子どもに危害を加えるなどの様々な被害から子どもを守るため、PTAなど親を中心とした活動や行政によるパトロール活動を充実するとともに、地域の様々な資源を活用しながら、今以上に安心して遊べる環境の充実に努めます。

##### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
幼稚園・小学校安全対策事業	校園内における子どもたちの安全確保を図るため、各幼稚園・小学校にスクールサポーターを配置し、不審者の侵入抑止等を行います。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
スクールガードリーダー推進事業	警察官OBによる小学校の登下校の見守り活動の実施や、その専門性を活かして、交通安全面に加え、不審者対応面においても通学時の危険箇所を把握し、学校と連携することにより、子どもの通学時の安全を確保します。	学校教育課
保育所における防犯対策	防犯カメラを公立3保育所に設置し、不審者の侵入抑止等を行います。	こども家庭課
公園維持管理事業	緑のある生活環境及び安心して遊べる環境づくりのため、公園の適切な維持管理を行います。	土木管理室



### 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

核家族化の進展や女性の社会進出など社会環境の変化により、母親は育児に対する不安や負担、孤立感を抱えやすい状況にあります。

本市では、これまで、妊娠中から出産・乳幼児期を通して、健やかな成長・発達と育児不安の軽減、育児支援を図るためのサービスの充実に努めるとともに、特定14事業の保育サービスをはじめ、各種子育て支援サービスを本市に合った必要度や容量をその時々において見極めながら、地域全体で子育てを支援できる体制づくりに努めてきました。

しかし、子育て環境や子育て支援への満足度については、就学前で“満足”が19.8%にとどまるほか、子育てが地域の人に支えられているかについては、「感じない」が就学前で37.9%、小学生で37.3%となっているなど、依然として子育て家庭への不安や負担の軽減、地域による子育て支援が十分であるとは言えない状況です。

そのため、母子の健康の確保、仕事と子育ての両立支援の推進、親・家庭が学び、育つ環境づくり、地域の子育て支援体制の充実に図り、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに努めます。

#### 1 母子の健康の確保

安心して安全に子どもを産み、子どもが健やかに育つように、妊娠期から出産・乳幼児期を通じた各種健診や育児相談、食育の推進等を実施し、子どもと親が心身ともに健康であるために必要な母子保健サービスの充実に努めます。

##### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
こんにちは赤ちゃん事業	出生児のうち第1子については保健師または助産師、第2子以降についてはこんにちは赤ちゃん事業訪問員が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報を提供しています。	健康増進課 こども家庭課
母子健康手帳発行	妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙、禁酒等の妊娠に係る正しい知識を普及・啓発しています。	健康増進課
妊婦一般健康診査	母体や胎児の健康を確保するために、健康診査費用を一部助成しています。	健康増進課

事業名	事業内容	担当課
Welcome！赤ちゃん	妊娠期の母、父、家族を対象に、胎児の成長説明、沐浴実習、妊婦疑似体験、栄養や虐待防止講話を実施しています。	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児期の疾病の早期発見・早期治療や発育・発達の確認及び育児支援のため、健康診査（乳児一般、4カ月児、乳児後期、1歳7カ月児、3歳6カ月児、すくすく）を実施しています。	健康増進課
歯科疾患予防事業	歯科医師、歯科衛生士による、口腔内診査、保健指導、むし歯予測テスト及びフッ素塗布を実施しています。	健康増進課
予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を実施しています。	健康増進課
離乳食講習会 ぱくぱく幼児食教室	「阪南市食育推進計画」に基づき、健全な食生活の推進に取り組みます。	健康増進課
子どもの事故予防	幼児期の死因の第1位である「不慮の事故」を予防するために、健診時の普及啓発や泉州南消防組合阪南消防署と連携し、乳幼児心肺蘇生法講習会を実施しています。	健康増進課
乳幼児等医療費助成事業	乳幼児に係る医療費の一部を助成しています。	保険年金課
未熟児養育医療給付事業	未熟児で一定の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、医療費の一部を助成しています。	保険年金課
小児医療等の充実	小児救急医療及び休日夜間における重症救急患者の医療の確保のため、輪番制病院で運営するための費用の一部を負担しています。	健康増進課
小・中学校保健事業	児童・生徒の健康保持増進を図るため、学校医・学校歯科医による健診等を実施します。	教育総務課

## 2 仕事と子育ての両立支援の推進

阪南市男女共同参画プランに基づき、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促すとともに、安心して就労できるよう、保育所などの整備・充実に努めます。

### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。	こども家庭課
一時預かり事業 (預かり保育)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行います。	こども家庭課 学校教育課
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。	こども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	こども家庭課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。	こども家庭課
男女共同参画推進事業	平成26年4月、阪南市男女共同参画推進条例が施行。市民や教育関係者、事業者に対し、条例の周知を図ります。	人権推進課

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども家庭課

### 3 親・家庭が学び、育つ環境づくり

保護者に対して身体的・精神的不調状態などを把握し、各関係機関と連携を図りながら、育児不安の軽減と育児支援を充実するとともに、各種交流事業について参加しやすい体制の充実に努めます。

#### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
子育て講座	子育て中の親などに対し、育児に対する不安や問題軽減のため、子育て及び子育て支援に関する講座を実施します。	こども家庭課 生涯学習推進室
地域子育てスキルアップ講座	地域の子育て支援者を対象にした講座を開催し、各関係機関と連携を図り、子育て支援及び支援体制の強化に繋がります。	こども家庭課
お子さんのための総合相談会	家庭生活・集団生活で気になる行動を見せる子どもにかかる相談会（診断、医療相談、福祉サービス相談、療育、日常生活相談、学校、教育に関する相談）、年4回実施しています。	学校教育課 健康増進課 こども家庭課 市民福祉課
赤ちゃん相談	母親の育児不安解消のため、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施しています。（ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせ・わらべうた遊びも併設）	健康増進課
地域健康教育	保育所や幼稚園、地域子育て事業等に出向き、むし歯予防や予防接種の接種勧奨等の健康教育を実施しています。	健康増進課

事業名	事業内容	担当課
家庭訪問事業	妊娠期から乳幼児期において、保健師・助産師が家庭訪問する相談を実施しています。	健康増進課
のびのび相談	子どもの発達や育児に関する個別相談を実施しています。	健康増進課
言語相談	言葉や発音、吃音等に関する個別相談を実施しています。	健康増進課

#### 4 地域の子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭が、安心して子育てできるように、地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援、つどいの広場など親子の交流の場の整備、園庭開放による遊び場の整備など、地域における子育て支援サービスを充実します。

##### 【取組】

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育ての支援拠点として、にこにこルームや親子教室などの子育て支援のための事業を実施します。また、子育て支援の団体やサークル等との連携を図り、子育て家庭へ活動情報等を提供します。	こども家庭課
つどいの広場	子育て中の親子が気軽につどい、うちとけた雰囲気の中で交流できるつどいの場を提供する事業。子育て・悩み相談や、地域の子育て関連情報を提供します。	こども家庭課
園庭開放（保育所（園）、幼稚園）	子育て家庭を対象として、遊びの場の提供、育児不安等についての相談を実施します。	こども家庭課 学校教育課
親子登園（幼稚園）	幼稚園での親子のふれあいと他の親子との交流を図ります。	学校教育課
ブックスタート事業	赤ちゃんの心と言葉を育むため、4カ月児健康診査時に絵本1冊と図書館利用案内、地域の子育て情報が入った「ブックスタートパック」を手渡し、説明します。フォローアップとして、乳幼児と保護者対象の「おひざにだっこのおはなしかい」で絵本の読み聞かせやわらべ歌遊びの紹介をします。	図書館

# 第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

## 1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

## 2 幼児期の学校教育・保育

### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所（園）、家庭的保育事業、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

#### ○保育の必要性の認定区分

3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0-2歳 保育の必要あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型保育

### 教育・保育の量の見込み

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	676人	628人	602人	579人	567人
2号認定	569人	528人	507人	488人	478人
3号認定	347人	346人	344人	342人	341人

## (2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

### ①1号認定・・・3歳～5歳の教育希望

項目		平成26年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		780人	676人	628人	602人	579人	567人
②確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)	/	1,470人	1,470人	1,470人	1,470人	1,470人
②-①			794人	842人	868人	891人	903人
確保方策の内容		・平成18年11月「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画」策定 [計画の内容] 公立幼稚園は最終的に3園(もしくは2園)に整理統合を行う。(年次未定)					

### ②2号認定・・・3歳～5歳の保育の必要性あり

項目		平成26年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		548人	569人	528人	507人	488人	478人
②確保方策	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)	/	594人	594人	564人	564人	564人
②-①			25人	66人	57人	76人	86人
確保方策の内容		・平成27年度新規保育園開設予定。 ・利用児童数の状況を踏まえ、定員の見直しを行う。					

### ③3号認定(0歳)・・・0歳の保育の必要性あり

項目		平成26年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		27人	49人	48人	48人	47人	47人
②確保方策	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)	/	52人	52人	52人	52人	52人
②-①			3人	4人	4人	5人	5人
確保方策の内容		・平成27年度新規保育園開設予定					

④3号認定（1,2歳）・・・1,2歳の保育の必要性あり

項目		平成26年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		256人	298人	298人	296人	295人	294人
②確保方策	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)	/	274人	274人	304人	304人	304人
②-①			-24人	-24人	8人	9人	10人
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度新規保育園開設予定。</li> <li>利用児童数の状況を踏まえ、定員の見直しを行う。</li> </ul>					

### 3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

なお、事業の拡充に伴う人材の確保のために、育児経験豊かな市民などを主な対象に、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」※について検討します。

※「子育て支援員」とは、国の指針に基づいた全国共通の研修を受講して認定を受けた者が、乳幼児を預かる定員19人以下の小規模保育や家庭的保育、事業所内保育などで保育士らを補助する仕事に従事することができる制度です。

#### (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③ ②-①	0	0	0	0	0

## (2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	368人	350人	337人	326人	318人
② 確保方策	368人	350人	337人	326人	318人
③ ②-①	0	0	0	0	0



### (3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	629人	627人	612人	575人	525人
② 確保方策	540人	540人	640人	600人	600人
③ ②-①	-89人	-87人	28人	25人	75人

### (4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	87人日	83人日	80人日	77人日	76人日
② 確保方策	87人日	83人日	80人日	77人日	76人日
③ ②-①	0	0	0	0	0

### (5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,142人回	1,086人回	1,047人回	1,013人回	988人回
② 確保方策	1,142人回	1,086人回	1,047人回	1,013人回	988人回
③ ②-①	0	0	0	0	0

## (6) 乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	281人	274人	267人	259人	251人
② 確保方策	281人	274人	267人	259人	251人
③ ②-①	0	0	0	0	0

## (7) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・要保護児童対策地域協議会(阪南市児童虐待防止ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	23人	22人	22人	21人	20人
② 確保方策	23人	22人	22人	21人	20人
③ ②-①	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	6,617 人日	6,141 人日	5,893 人日	5,670 人日	5,551 人日
② 確保方策	6,617 人日	6,141 人日	5,893 人日	5,670 人日	5,551 人日
③ ②-①	0	0	0	0	0

### ② 保育所での一時預かり

#### 【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	4,032 人日	3,862 人日	3,727 人日	3,613 人日	3,521 人日
② 確保方策	4,032 人日	3,862 人日	3,727 人日	3,613 人日	3,521 人日
③ ②-①	0	0	0	0	0

## (9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	106 人日	101 人日	97 人日	94 人日	92 人日
② 確保方策	106 人日	101 人日	97 人日	94 人日	92 人日
③ ②-①	0	0	0	0	0

#### (10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

##### 【量の見込みと確保方策】

(延活動件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,318 人日	1,284 人日	1,250 人日	1,220 人日	1,186 人日
② 確保方策	1,318 人日	1,284 人日	1,250 人日	1,220 人日	1,186 人日
③ ②-①	0	0	0	0	0

#### (11) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

##### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	309 人	300 人	293 人	285 人	275 人
② 確保方策	309 人	300 人	293 人	285 人	275 人
③ ②-①	0	0	0	0	0

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

##### 【確保方策】

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 【確保方策】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

---

本市は、幼稚園と保育所（園）でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を提供します。

平成27年4月より私立保育園1園の開設、私立の保育所型認定こども園1園及び保育園2園の幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。

公立の施設については、本市の人口急増時に建設された施設であることから、施設の老朽化が進み各施設とも課題を抱えている状況です。今後の維持補修や更新費用などの必要性について、災害時の対策も踏まえ、見直しを図る必要があります。需給バランスを考慮しつつ、公立の施設についても認定こども園への移行を慎重に検討し、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けられることができるようにします。

また、幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

## 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等を確保します。

## 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携

---

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、府が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 7 ワーク・ライフ・バランスのための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しを図るために、府、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。



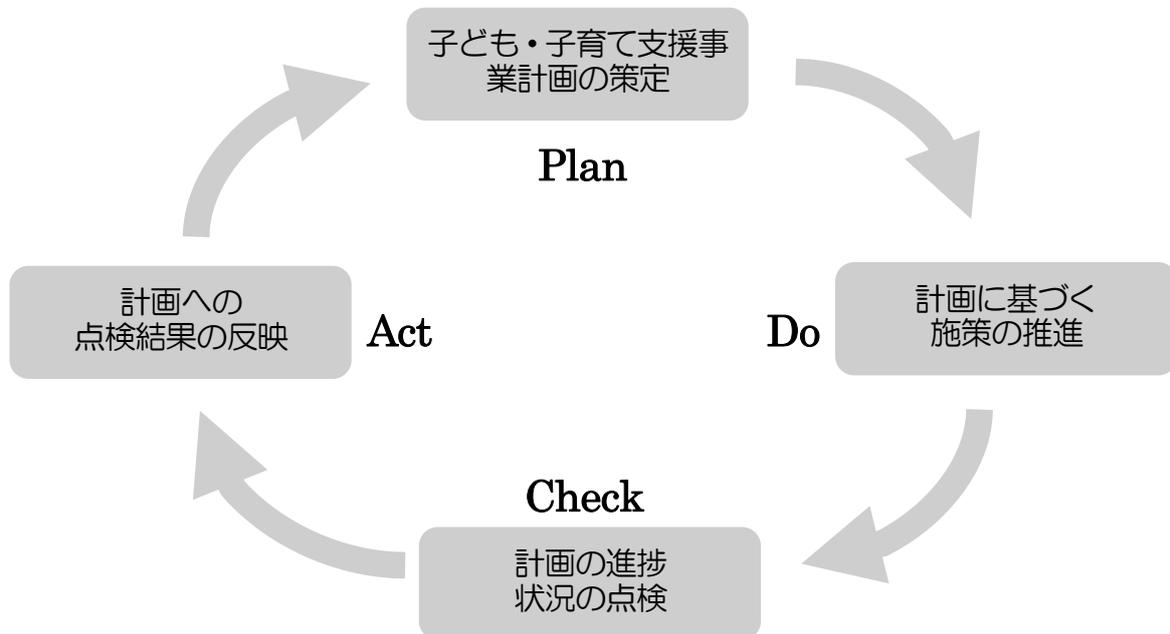
# 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園・学校など子ども・子育て支援事業者、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

## 2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、子ども・子育て会議において点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



# 資料編

## 1 阪南市子ども・子育て会議条例

○阪南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 11 日  
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、阪南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するもののほか、児童福祉その他の市が実施する子どもに関する施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて、委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）の関係団体に属する者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 学識経験のある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

## 2 阪南市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
1	カガワ ヒデキ 香川 英樹	市民委員	公募による市民
2	マツナガ カヨ 松永 佳代	市民委員	公募による市民
3	タノコ ヒロコ 田所 浩子	市民委員	公募による市民
4	ハヤシ ヒデタカ 林 秀圭	下荘保育所 保護者会	市民
5	ナカヤマ タケヒコ 中山 武彦	桃の木台幼稚園 保護者	市民
6	タケノ トオル 武輪 徹	阪南市PTA 協議会	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
7	アサイ タエコ 浅井 妙子	次世代育成支援対策地域 行動計画地域協議会	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
8	ノトウ タクコ 野頭 拓子	阪南市校区福祉委員会	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
9	タナカ ヨウイチ 田中 浩一	阪南市社会福祉協議会	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
10	オクイ ヒロシ 奥井 宏	桃の木台幼稚園	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
11	ネゴロ ヒロカズ 根来 寛一	ワンワン保育園	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
12	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学	学識経験のある者
13	ムトウ ダイジ 武藤 大司	プール学院大学	学識経験のある者
14	ハンボ シンイチ 橋本 眞一	尾崎小学校	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
15	フジワラ ナオコ 藤原 直子	はあとり幼稚園	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
16	イチグチ ミナコ 市口 実奈子	石田保育所	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

### 3 アンケート調査結果（抜粋）

#### I 「阪南市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査結果

##### 1. 調査の概要

###### (1) 調査の目的

平成27年4月より、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな子ども・子育て支援制度がスタートする予定です。

この新しい制度では、各市町村が、幼児期の学校教育や保育をはじめとするさまざまな子ども・子育て支援施策を、いつまでに、どのように、どのくらい提供していくかなどについて5カ年の事業計画を策定することとなっています。

この事業計画を、阪南市の子どもや子育て家庭の実情やニーズに合ったものとするため、現在子育てをされているご家庭の現状や子ども・子育て支援サービスの利用希望に関するアンケート調査を実施しました。

###### (2) 調査の概要

○調査期間 : 平成25年12月5日～12月18日

○調査対象及び票数 : ①就学前児童のいる全世帯 2,130票  
②市内小学校の小学1年生から3年生の生徒の保護者 848票

○調査方法 : ①就学前児童のいる全世帯 郵送及び幼稚園・保育所を通じて配布・回収（無記名回答）  
②市内小学校の小学1年生から3年生の生徒の保護者（無記名回答）

○回収結果

調査の種類	発送数	有効回収数	回収率
①就学前児童のいる全世帯	2,130票	1,218票	57.2%
②市内小学校の小学1年生から3年生の生徒の保護者	848票	649票	76.5%

###### (3) 留意事項

①比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。

②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

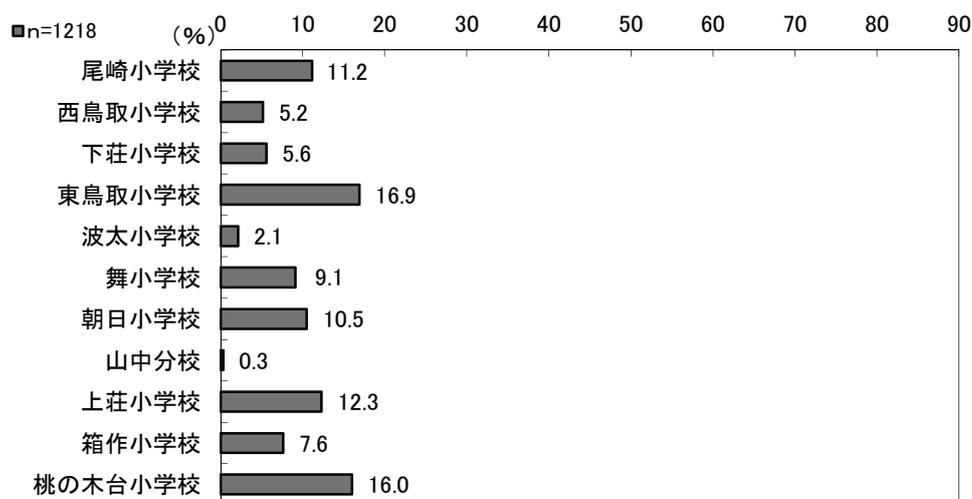
③質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

## II 「就学前児童のいる全世帯」調査結果

### 1 居住地区

問1 お住まいの地域の小学校区名を記入してください。

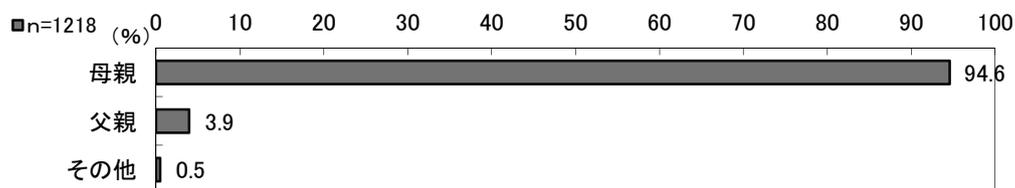
「東鳥取小学校」(16.9%)が最も多く、次いで「桃の木台小学校」(16.0%)、「上荘小学校」(12.3%)、「尾崎小学校」(11.2%)、「朝日小学校」(10.5%)などとなっています。



### 2 回答者と子どもの関係

問2 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。封筒のあて名のお子さんからみた関係で、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

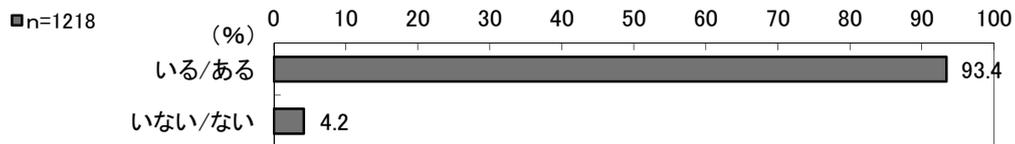
「母親」が94.6%、一方「父親」が3.9%となっています。



### 3 相談相手について

問12 あて名のお子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

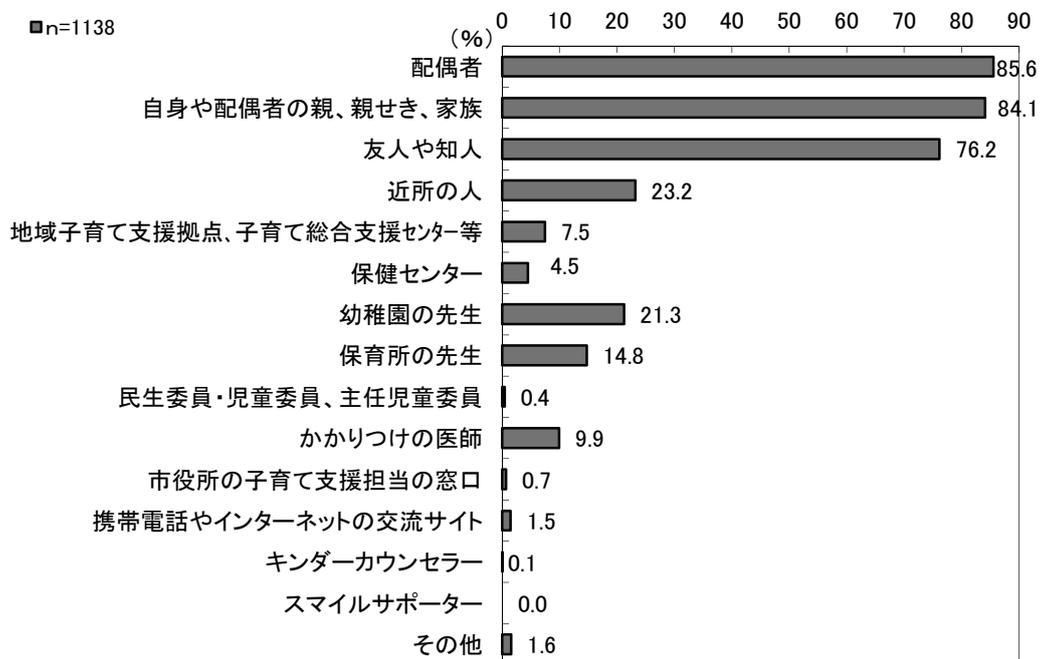
「いる／ある」が93.4%、一方「いない／ない」が4.2%となっています。



### 4 相談先

問12-1 問12で「1. いる／ある」を選ばれた方におうかがいします。気軽に相談できる人や場所などについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

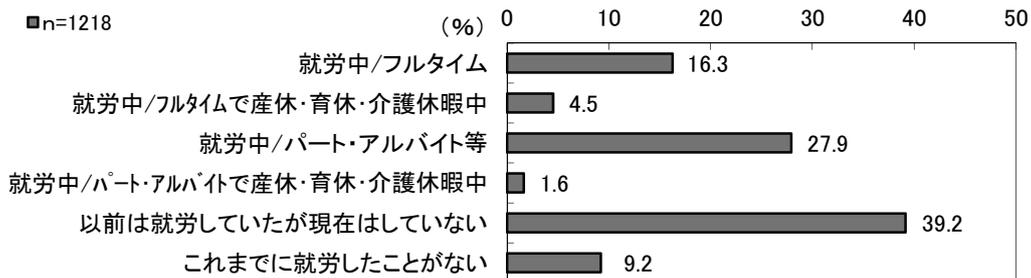
「配偶者」(85.6%)が最も多く、次いで「自身や配偶者の親、親せき、家族」(84.1%)、「友人や知人」(76.2%)などとなっています。



## 5 母親の就労状況

問14 封筒のあて名のお子さんの「母親」の働いている状況についておうかがいします。自営業や自営業を手伝っている場合も含まれます。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

「以前は就労していたが現在はしていない」(39.2%)が最も多く、次いで「就労中/パート・アルバイト等」(27.9%)、「就労中/フルタイム」(16.3%)、「これまでに就労したことがない」(9.2%)、「就労中/フルタイムで産休・育休・介護休暇中」(4.5%)、「就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休暇中」(1.6%)となっています。

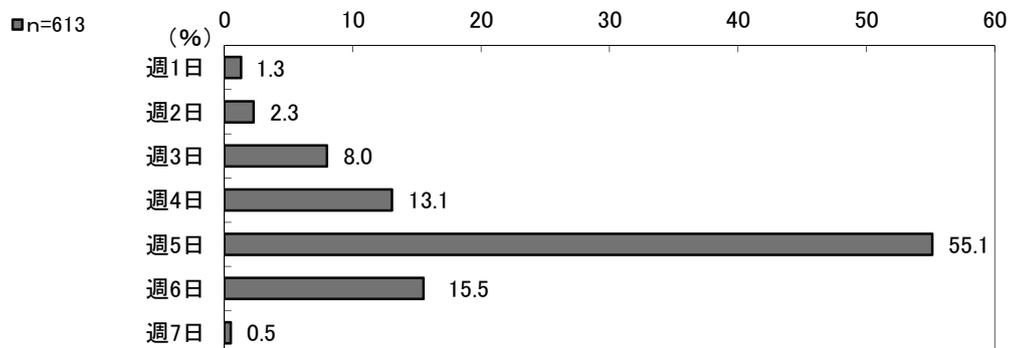


## 6 母親の週当たり就労日数・1日当たり就労時間

問14-1 問14で「1.」から「4.」を選ばれた、仕事をお持ちの方(休業中の方も含む)におうかがいします。1週間にどのくらいの日数働きますか。また、1日あたりどのくらいの時間働きますか。枠内に具体的な数字を入れてください。不規則な場合は、もっとも多いパターンをお答えください。今休んでいる方は、休みに入る前の状況についてお答えください。

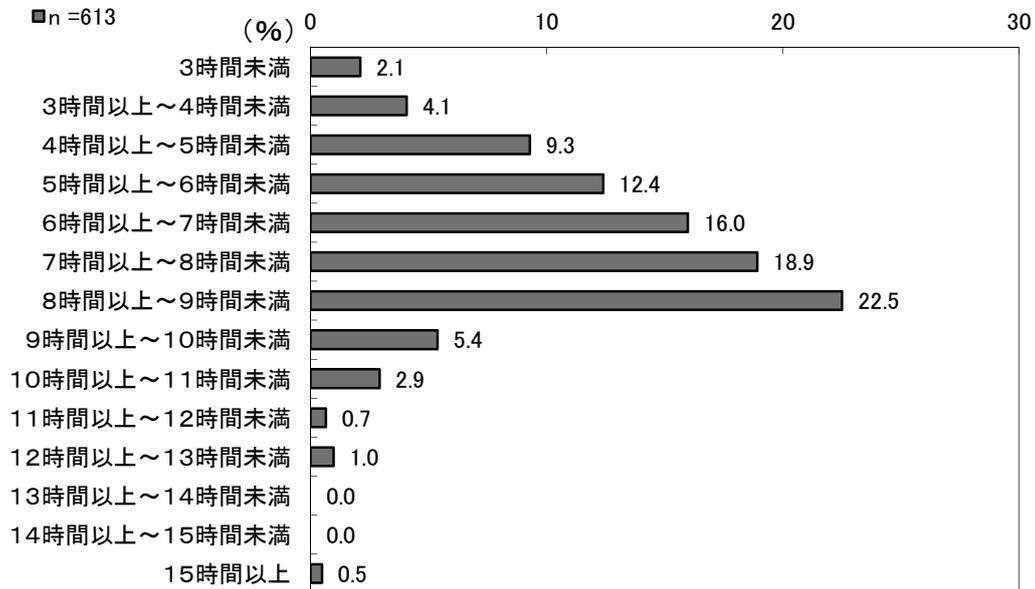
### 週当たり就労日数

「週5日」(55.1%)が最も多く、次いで「週6日」(15.5%)、「週4日」(13.1%)などとなっています。



## 1 日当たり就労時間

「8時間以上～9時間未満」(22.5%)が最も多く、次いで「7時間以上～8時間未満」(18.9%)、「6時間以上～7時間未満」(16.0%)などとなっています。

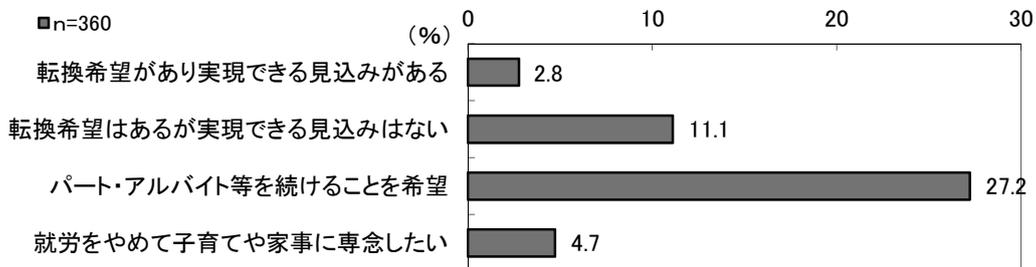


## 7 母親のフルタイムへの転換希望

問16 問14または問15で、「3.」または「4.」を選ばれた、パート・アルバイトで仕事をお持ちの方(休業中の方も含む)におうかがいします。フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

(1)母親

「パート・アルバイト等続けることを希望」(27.2%)が最も多く、次いで「転換希望はあるが実現できる見込みはない」(11.1%)、「就労をやめて子育てや家事に専念したい」(4.7%)、「転換希望があり実現できる見込みがある」(2.8%)となっています。

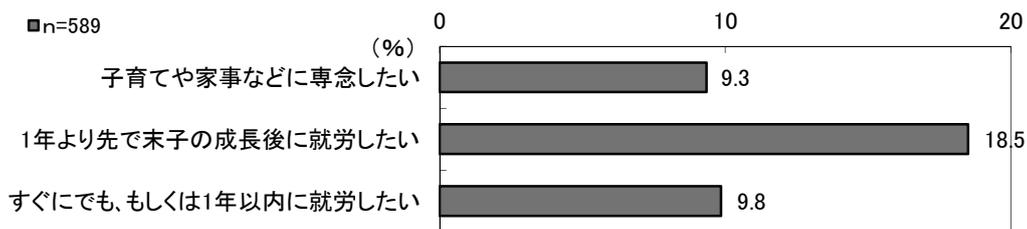


## 8 母親の就労希望について

問17 問14または問15で「5.」または「6.」を選ばれた、仕事をお持ちでない方におうかがいします。働きたいという希望はありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけ、枠内に具体的な数字を入れてください。

(1)母親

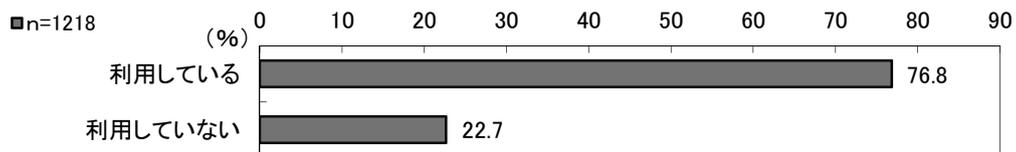
「1年より先で末子の成長後に就労したい」(18.5%)が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(9.8%)、「子育てや家事などに専念したい」(9.3%)となっています。



## 9 「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

問18 平日(月曜日から金曜日)に、幼稚園や保育所などの子どもを預かる施設やサービスを「定期的」に利用されていますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

「利用している」が76.8%、一方「利用していない」が22.7%となっています。



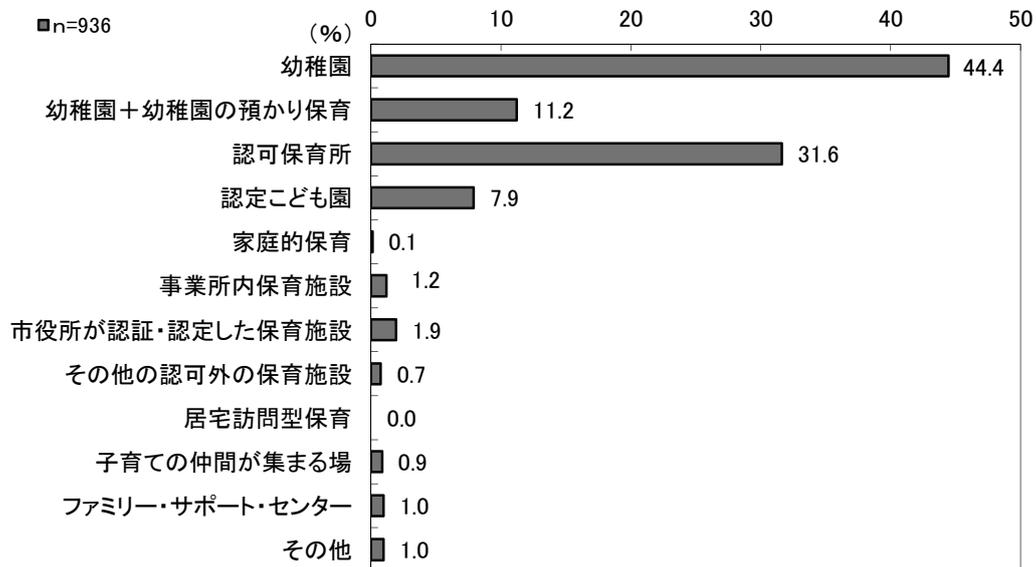
## 10 定期的に利用している教育・保育の事業

問18-2 問18で「1. 利用している」を選ばれた方におうかがいします。封筒のあて名のお子さんは、現在、どのような施設やサービスを利用していますか。年間を通じて平日(月曜日から金曜日)に定期的にご利用されている施設やサービスについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「幼稚園」(44.4%)が最も多く、次いで「認可保育所」(31.6%)、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(11.2%)、「認定こども園」(7.9%)などとなっています。

年齢別では、2歳以下で「認可保育所」、3歳以上で「幼稚園」の利用割合が高い傾向がみられます。

居住小学校区別では、波太小学校で「認可保育所」の利用割合が高い傾向がみられます。



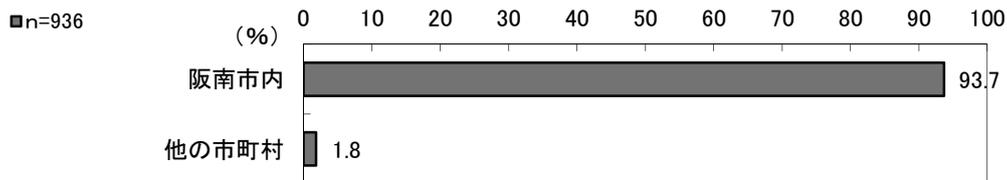
(上段：人／下段：%)

		合計	問 18-2 定期的に利用している教育・保育の事業													
			幼稚園	幼稚園 +幼稚園の預 かり保育	認可保 育所	認定こ ども園	家庭的 保育	事業所 内保育 施設	市役所 が認 証・認 定した 保育施 設	その 他の認 可 外の保 育施設	居宅訪 問型保 育	子育て の仲間 が集ま る場	ファミ リー・ サポー ト・セ ンター	その他	無回答	非該当
全体		936 100.0	416 44.4	105 11.2	296 31.6	74 7.9	1 0.1	11 1.2	18 1.9	7 0.7	0 0.0	8 0.9	9 1.0	9 1.0	5 0.5	282
子どもの 年齢	0歳	5 100.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	78
	1歳	32 100.0	0 0.0	0 0.0	20 62.5	3 9.4	0 0.0	3 9.4	1 3.1	2 6.3	0 0.0	3 9.4	1 3.1	0 0.0	1 3.1	68
	2歳	36 100.0	2 5.6	0 0.0	20 55.6	6 16.7	0 0.0	2 5.6	0 0.0	3 8.3	0 0.0	1 2.8	0 0.0	2 5.6	0 0.0	48
	3歳	92 100.0	41 44.6	4 4.3	32 34.8	8 8.7	1 1.1	3 3.3	2 2.2	0 0.0	0 0.0	3 3.3	3 3.3	1 1.1	0 0.0	42
	4歳	279 100.0	143 51.3	27 9.7	78 28.0	19 6.8	0 0.0	1 0.4	8 2.9	1 0.4	0 0.0	0 0.0	3 1.1	3 1.1	2 0.7	21
	5歳以上	483 100.0	227 47.0	73 15.1	142 29.4	37 7.7	0 0.0	1 0.2	7 1.4	1 0.2	0 0.0	0 0.0	2 0.4	2 0.4	0 0.0	22
居住小学 校校区	尾崎小 学校	101 100.0	39 38.6	11 10.9	39 38.6	10 9.9	0 0.0	1 1.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	35
	西鳥取 小学校	50 100.0	13 26.0	5 10.0	5 10.0	26 52.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	13
	下荘小 学校	57 100.0	21 36.8	3 5.3	24 42.1	2 3.5	0 0.0	3 5.3	1 1.8	0 0.0	0 0.0	2 3.5	0 0.0	1 1.8	0 0.0	11
	東鳥取 小学校	159 100.0	66 41.5	19 11.9	68 42.8	2 1.3	0 0.0	1 0.6	4 2.5	0 0.0	0 0.0	1 0.6	1 0.6	1 0.6	0 0.0	47
	波太小 学校	23 100.0	3 13.0	0 0.0	17 73.9	2 8.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.3	1 4.3	1 4.3	0 0.0	3
	舞小学 校	81 100.0	50 61.7	8 9.9	14 17.3	6 7.4	0 0.0	1 1.2	1 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 2.5	30
	朝日小 学校	92 100.0	34 37.0	15 16.3	34 37.0	4 4.3	0 0.0	0 0.0	2 2.2	3 3.3	0 0.0	0 0.0	1 1.1	0 0.0	1 1.1	36
	山中分 校	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1
	上荘小 学校	113 100.0	44 38.9	10 8.8	35 31.0	15 13.3	0 0.0	0 0.0	4 3.5	1 0.9	0 0.0	1 0.9	2 1.8	4 3.5	0 0.0	37
	箱作小 学校	77 100.0	44 57.1	10 13.0	17 22.1	1 1.3	0 0.0	2 2.6	3 3.9	1 1.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16
桃の木 台小学 校	158 100.0	93 58.9	21 13.3	35 22.2	5 3.2	0 0.0	1 0.6	2 1.3	1 0.6	0 0.0	2 1.3	3 1.9	1 0.6	1 0.6	37	

## 11 利用している教育・保育の実施場所

問18-4 問18で「1. 利用している」を選ばれた方におうかがいします。現在、利用されている施設などはどこにありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。「2.」を選択された方は、その市町村名についても枠内に記入してください。

「阪南市内」が93.7%、一方「他の市町村」が1.8%となっています。



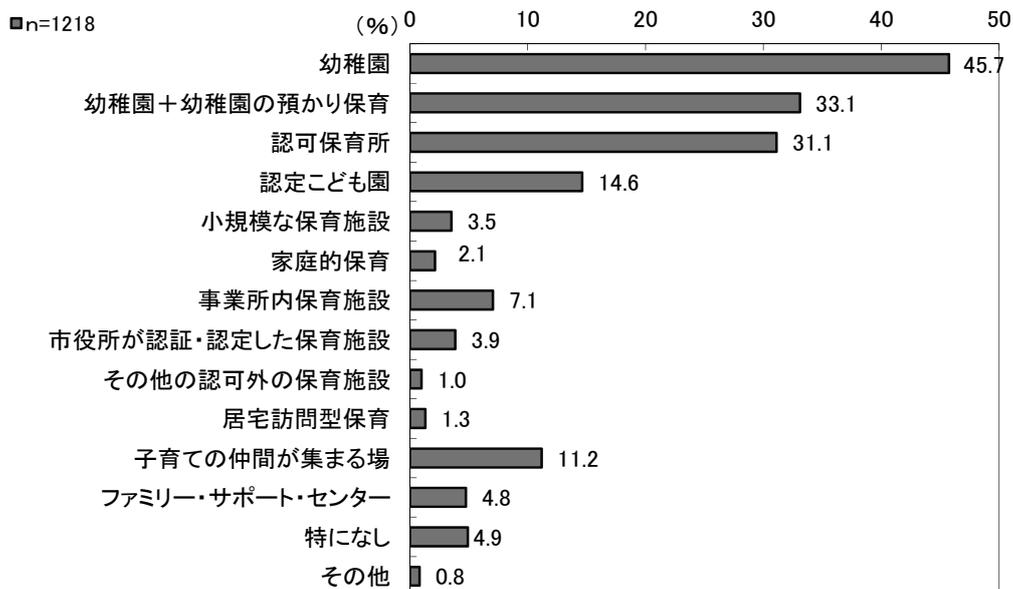
## 12 定期的に利用を希望する教育・保育事業

問20 幼稚園や保育所などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日(月曜日から金曜日)に封筒のあて名のお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスをお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの施設やサービスを利用するためには、一定の利用料を支払う必要があります。

「幼稚園」(45.7%)が最も多く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(33.1%)、「認可保育所」(31.1%)、「認定こども園」(14.6%)、「子育ての仲間が集まる場」(11.2%)などとなっています。

年齢別では、概ね年齢が低いほど「認可保育所」の利用意向が高い傾向がみられます。

居住小学校区別では、下荘小学校、波太小学校で「認可保育所」、それ以外では、「幼稚園」の利用割合が高くなっています。



(上段：人／下段：%)

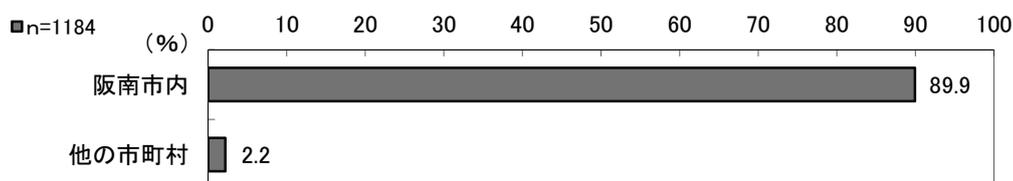
		合計	問 20 定期的に利用を希望する教育・保育の事業									
			幼稚園	幼稚園 +幼稚園の預 かり保育	認可保 育所	認定こ ども園	小規模 な保育 施設	家庭的 保育	事業所 内保育 施設	市役所 が認 証・認 定した 保育施 設	その 他の認 可外 の保 育施設	居宅訪 問型保 育
全体		1218 100.0	557 45.7	403 33.1	379 31.1	178 14.6	43 3.5	26 2.1	86 7.1	47 3.9	12 1.0	16 1.3
子どもの 年齢	0歳	83 100.0	38 45.8	24 28.9	40 48.2	16 19.3	3 3.6	2 2.4	5 6.0	4 4.8	1 1.2	0 0.0
	1歳	100 100.0	30 30.0	24 24.0	43 43.0	21 21.0	12 12.0	3 3.0	20 20.0	9 9.0	2 2.0	1 1.0
	2歳	84 100.0	28 33.3	16 19.0	33 39.3	21 25.0	5 6.0	3 3.6	10 11.9	2 2.4	0 0.0	0 0.0
	3歳	134 100.0	67 50.0	56 41.8	40 29.9	18 13.4	4 3.0	2 1.5	11 8.2	5 3.7	3 2.2	2 1.5
	4歳	300 100.0	151 50.3	105 35.0	76 25.3	38 12.7	9 3.0	9 3.0	15 5.0	10 3.3	3 1.0	6 2.0
	5歳以上	505 100.0	237 46.9	175 34.7	143 28.3	61 12.1	10 2.0	7 1.4	25 5.0	17 3.4	3 0.6	7 1.4
	居住小学 校校区	尾崎小学校	136 100.0	54 39.7	39 28.7	49 36.0	26 19.1	2 1.5	4 2.9	9 6.6	5 3.7	2 1.5
西鳥取小学校		63 100.0	22 34.9	14 22.2	16 25.4	31 49.2	3 4.8	0 0.0	5 7.9	2 3.2	0 0.0	1 1.6
下荘小学校		68 100.0	27 39.7	15 22.1	30 44.1	8 11.8	3 4.4	1 1.5	5 7.4	2 2.9	1 1.5	2 2.9
東鳥取小学校		206 100.0	88 42.7	67 32.5	78 37.9	19 9.2	6 2.9	6 2.9	19 9.2	6 2.9	2 1.0	2 1.0
波太小学校		26 100.0	3 11.5	4 15.4	13 50.0	2 7.7	1 3.8	1 3.8	1 3.8	2 7.7	0 0.0	1 3.8
舞小学校		111 100.0	69 62.2	40 36.0	22 19.8	17 15.3	6 5.4	4 3.6	7 6.3	3 2.7	1 0.9	4 3.6
朝日小学校		128 100.0	52 40.6	49 38.3	49 38.3	16 12.5	6 4.7	3 2.3	8 6.3	3 2.3	0 0.0	0 0.0
山中分校		4 100.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
上荘小学校		150 100.0	67 44.7	42 28.0	46 30.7	27 18.0	6 4.0	1 0.7	7 4.7	8 5.3	2 1.3	1 0.7
箱作小学校		93 100.0	50 53.8	38 40.9	26 28.0	5 5.4	1 1.1	3 3.2	5 5.4	4 4.3	1 1.1	0 0.0
桃の木台 小学校		195 100.0	106 54.4	86 44.1	37 19.0	21 10.8	8 4.1	3 1.5	16 8.2	9 4.6	3 1.5	4 2.1

		合計					無回答
			子育ての仲間が集まる場	ファミリー・サポート・センター	特になし	その他	
全体		1218 100.0	136 11.2	58 4.8	60 4.9	10 0.8	34 2.8
子どもの年齢	0歳	83 100.0	22 26.5	2 2.4	2 2.4	0 0.0	3 3.6
	1歳	100 100.0	22 22.0	10 10.0	4 4.0	2 2.0	6 6.0
	2歳	84 100.0	13 15.5	4 4.8	8 9.5	2 2.4	1 1.2
	3歳	134 100.0	23 17.2	9 6.7	6 4.5	2 1.5	1 0.7
	4歳	300 100.0	28 9.3	14 4.7	11 3.7	2 0.7	3 1.0
	5歳以上	505 100.0	25 5.0	19 3.8	29 5.7	2 0.4	20 4.0
居住小学校校区	尾崎小学校	136 100.0	14 10.3	6 4.4	5 3.7	0 0.0	4 2.9
	西鳥取小学校	63 100.0	5 7.9	5 7.9	2 3.2	0 0.0	2 3.2
	下荘小学校	68 100.0	8 11.8	3 4.4	3 4.4	0 0.0	3 4.4
	東鳥取小学校	206 100.0	21 10.2	5 2.4	12 5.8	1 0.5	7 3.4
	波太小学校	26 100.0	2 7.7	2 7.7	5 19.2	1 3.8	2 7.7
	舞小学校	111 100.0	11 9.9	6 5.4	9 8.1	2 1.8	1 0.9
	朝日小学校	128 100.0	11 8.6	6 4.7	6 4.7	1 0.8	2 1.6
	山中分校	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	上荘小学校	150 100.0	17 11.3	9 6.0	8 5.3	2 1.3	5 3.3
	箱作小学校	93 100.0	12 12.9	2 2.2	1 1.1	0 0.0	1 1.1
桃の木台小学校	195 100.0	29 14.9	14 7.2	6 3.1	2 1.0	4 2.1	

### 13 利用したい教育・保育の実施場所

問20-1 利用を希望している施設やサービスはどこにありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。「2.」を選択された方は、その市町村名についても枠内に記入してください。

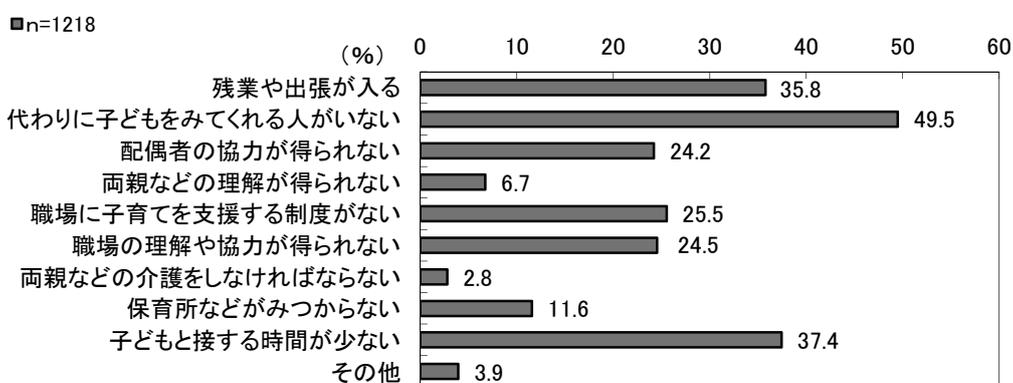
「阪南市内」が89.9%、一方「他の市町村」が2.2%となっています。



### 14 仕事と子育てを両立させる上での課題

問26 仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

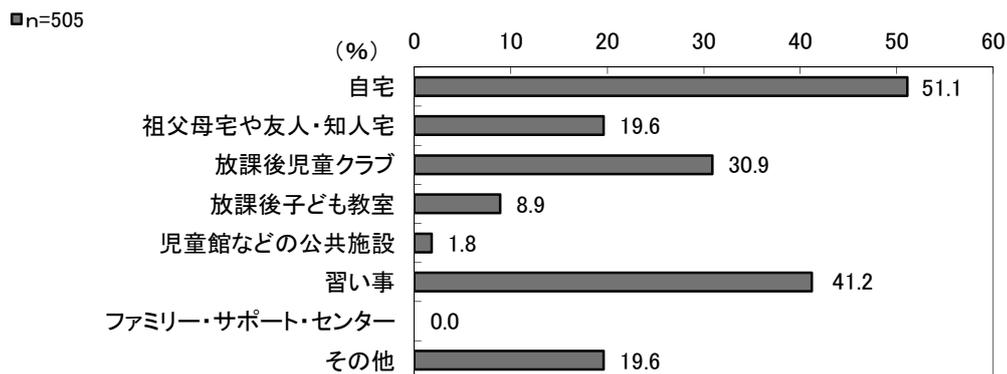
「代わりに子どもをみてくれる人がいない」(49.5%)が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(37.4%)、「残業や出張が入る」(35.8%)などとなっています。



## 15 希望する小学校低学年の放課後の過ごし方

問27 小学校低学年(1~3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

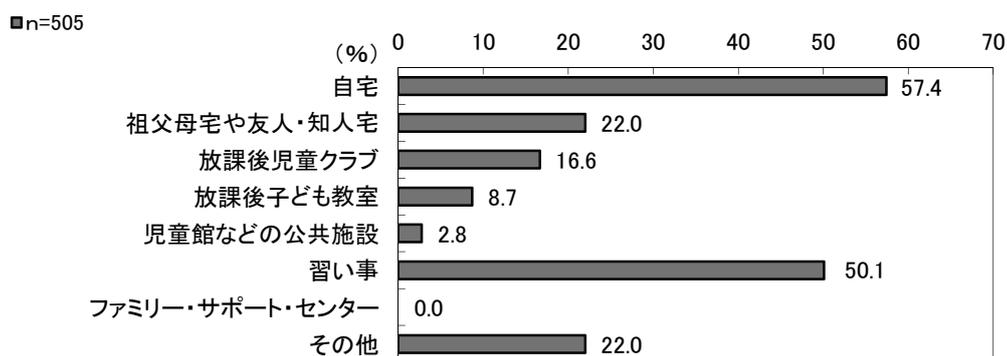
「自宅」(51.1%)が最も多く、次いで「習い事」(41.2%)、「放課後児童クラブ」(30.9%)などとなっています。



## 16 希望する小学校高学年の放課後の過ごし方

問28 小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

「自宅」(57.4%)が最も多く、次いで「習い事」(50.1%)などとなっています。

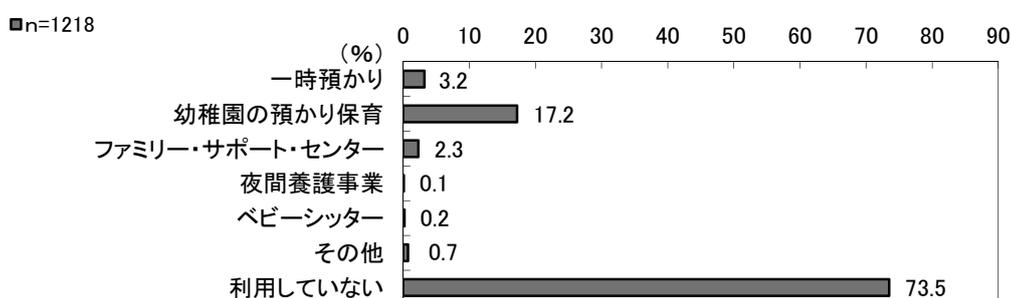


## 17 不定期に利用している事業

問31 私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、子どもを預かるサービスを「不定期に」利用しましたか。(幼稚園や保育所などの定期的な利用や子どもが病気のときの保育施設などの利用は除きます。)あてはまる番号すべてに○をつけ、1年間のおおよその利用日数について枠内に具体的な数字を入れてください。

「利用していない」(73.5%)が最も多くなっています。具体的に利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」(17.2%)、「一時預かり」(3.2%)、「ファミリー・サポート・センター」(2.3%)などとなっています。

年齢別でも、すべての年齢で「利用していない」が最も多くなっています。なお、「幼稚園の預かり保育」は年齢層が高いほど利用意向が高い傾向がみられます。



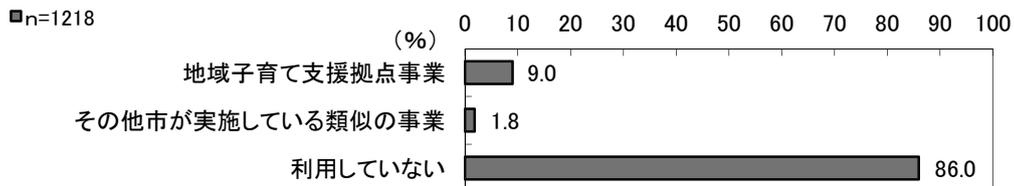
(上段：人／下段：%)

		合計	問 31 不定期に利用している事業							無回答
			一時預かり	幼稚園の預かり保育	ファミリー・サポート・センター	夜間養護事業	ベビーシッター	その他	利用していない	
全体		1218	39	210	28	1	2	9	895	50
		100.0	3.2	17.2	2.3	0.1	0.2	0.7	73.5	4.1
子どもの年齢	0歳	83	1	0	0	0	1	0	80	1
		100.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	96.4	1.2
	1歳	100	3	0	1	0	0	2	93	1
		100.0	3.0	0.0	1.0	0.0	0.0	2.0	93.0	1.0
	2歳	84	5	1	2	0	0	1	72	4
		100.0	6.0	1.2	2.4	0.0	0.0	1.2	85.7	4.8
3歳	134	7	19	6	0	0	0	100	3	
	100.0	5.2	14.2	4.5	0.0	0.0	0.0	74.6	2.2	
4歳	300	13	59	12	1	0	3	204	16	
	100.0	4.3	19.7	4.0	0.3	0.0	1.0	68.0	5.3	
5歳以上	505	10	128	6	0	1	3	339	24	
	100.0	2.0	25.3	1.2	0.0	0.2	0.6	67.1	4.8	

## 18 現在利用している地域子育て支援拠点事業

問34 地域子育て支援拠点事業についておうかがいします。現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。

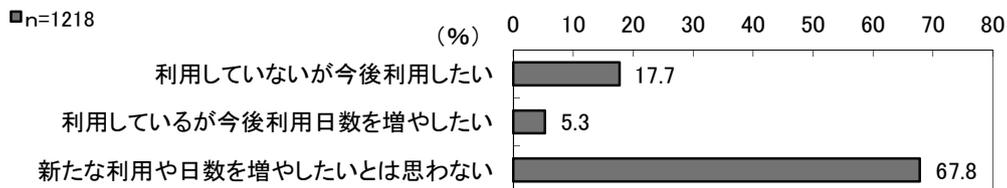
「利用していない」(86.0%)が最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業」(9.0%)「その他市が実施している類似の事業」(1.8%)となっています。



## 19 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

問35 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。

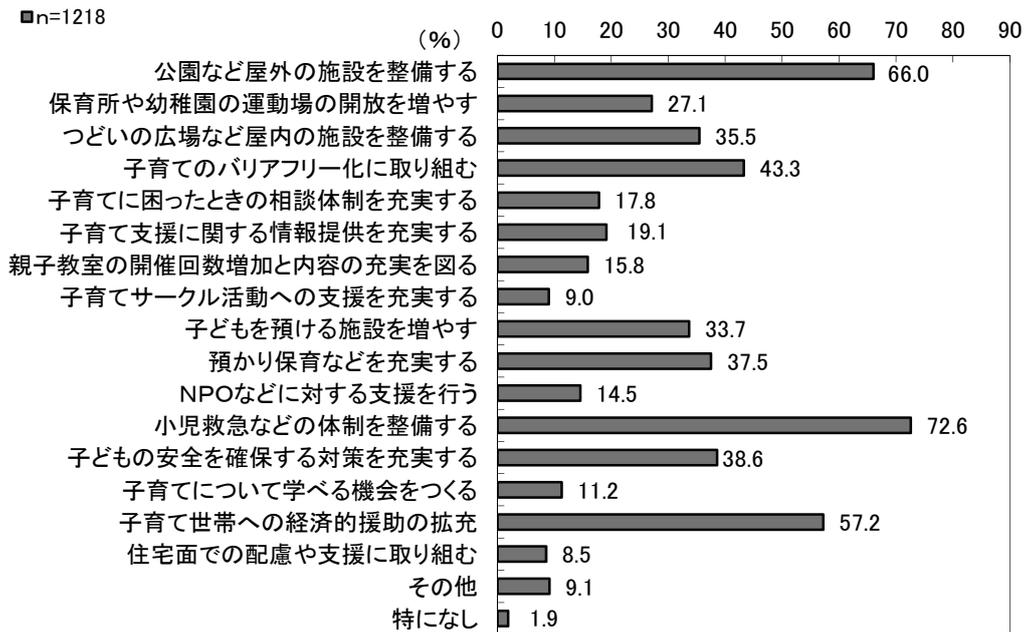
「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」(67.8%)が最も多く、次いで「利用していないが今後利用したい」(17.7%)、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」(5.3%)となっています。



## 20 市に充実してほしい子育て支援サービス

問38 阪南市に対して、あなたの子育て経験などから、どのような子育て支援サービスを充実してほしいですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「小児救急などの体制を整備する」(72.6%)が最も多く、次いで「公園など屋外の施設を整備する」(66.0%)、「子育て世帯への経済的援助の拡充」(57.2%)などとなっています。  
年齢別でも、すべての年齢で「小児救急などの体制を整備する」が最も多くなっています。



(上段：人／下段：%)

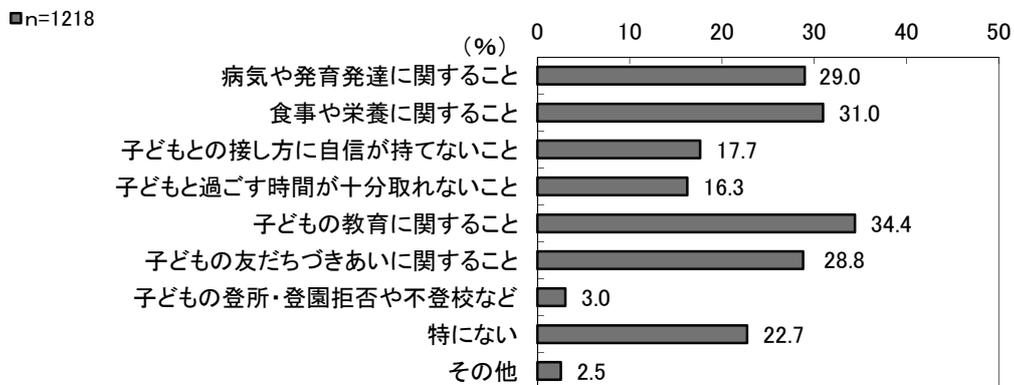
		合計	問 38 市に充実してほしい子育て支援サービス								
			NPO などに対する 支援を行う	小児救 急など の体制 を整備 する	子ども の安全 を確保 する対 策を充 実する	子育て につい て学べ る機会 をつく る	子育て 世帯へ の経済 的援助 の拡充	住宅面 での配 慮や支 援に取 り組む	その他	特にな し	無回答
全体		1218 100.0	177 14.5	884 72.6	470 38.6	137 11.2	697 57.2	104 8.5	111 9.1	23 1.9	33 2.7
子どもの 年齢	0歳	83 100.0	13 15.7	55 66.3	30 36.1	15 18.1	47 56.6	12 14.5	11 13.3	3 3.6	0 0.0
	1歳	100 100.0	24 24.0	79 79.0	33 33.0	15 15.0	62 62.0	9 9.0	8 8.0	1 1.0	1 1.0
	2歳	84 100.0	13 15.5	67 79.8	31 36.9	11 13.1	46 54.8	6 7.1	7 8.3	2 2.4	3 3.6
	3歳	134 100.0	26 19.4	103 76.9	64 47.8	15 11.2	88 65.7	11 8.2	12 9.0	2 1.5	4 3.0
	4歳	300 100.0	45 15.0	223 74.3	110 36.7	35 11.7	159 53.0	23 7.7	29 9.7	2 0.7	6 2.0
	5歳以上	505 100.0	52 10.3	348 68.9	197 39.0	44 8.7	288 57.0	42 8.3	44 8.7	12 2.4	18 3.6

## 21 子育てに関して悩んでいること等

問45 子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください。

### (1)子どもに関すること

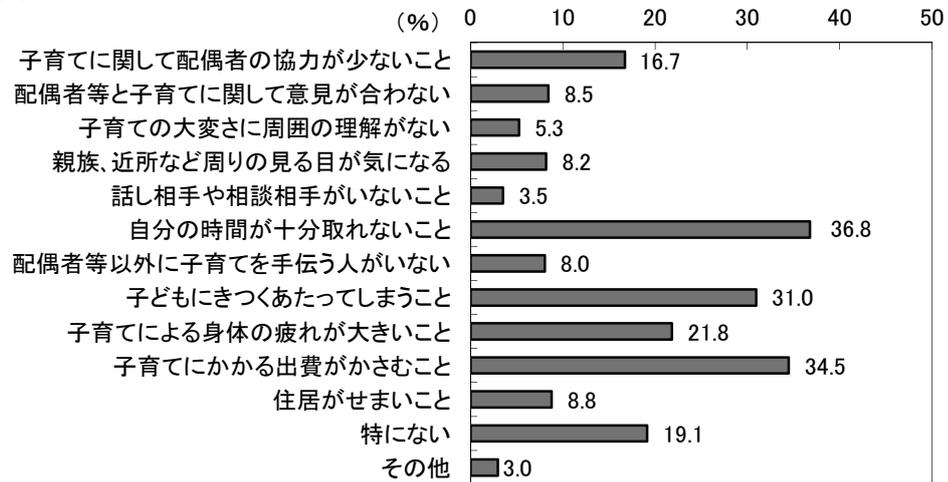
「子どもの教育に関すること」(34.4%)が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(31.0%)、「病気や発育発達に関すること」(29.0%)などとなっています。



## (2)ご自身に関すること

「自分の時間が十分取れないこと」(36.8%)が最も多く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」(34.5%)、「子どもにきつくあたってしまうこと」(31.0%)などとなっています。

■n=1218

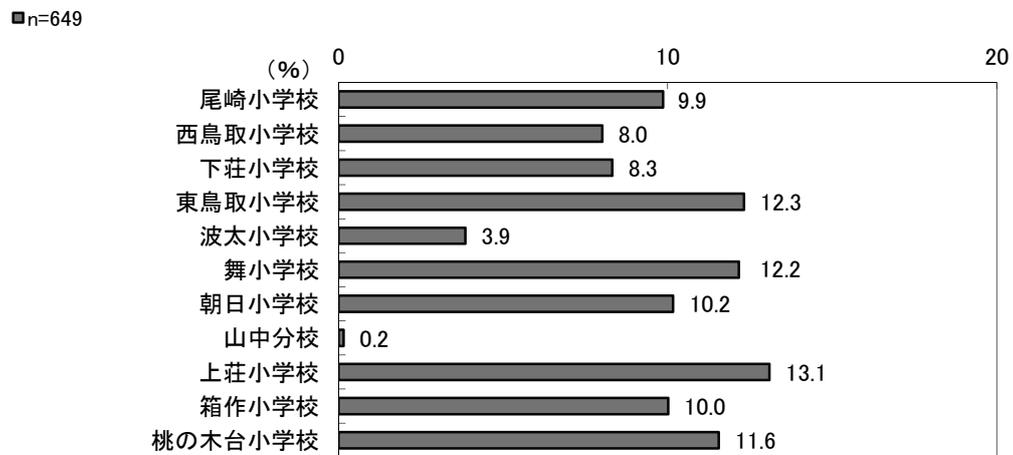


### Ⅲ 「市内小学校の小学1年生から3年生の生徒の保護者」調査結果

#### 1 居住地区

問1 お住まいの地域の小学校区名を記入してください。

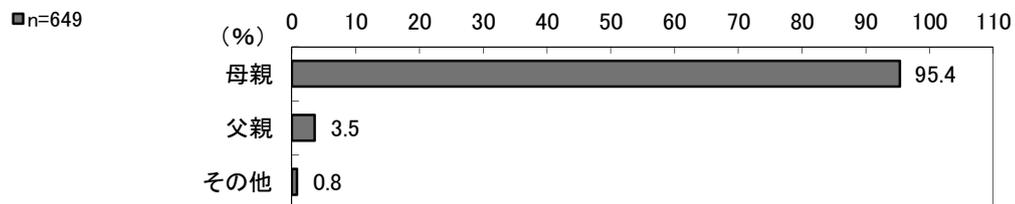
「上荘小学校」(13.1%)が最も多く、次いで「東鳥取小学校」(12.3%)、「舞小学校」(12.2%)  
「桃の木台小学校」(11.6%)などとなっています。



#### 2 回答者と子どもの関係

問2 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。封筒のあて名のお子さんからみた関係で、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

「母親」が95.4%、一方「父親」が3.5%となっています。

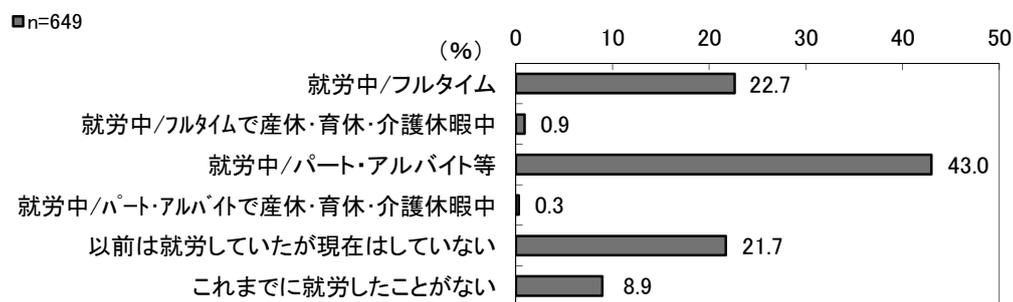


### 3 母親の就労状況

問9 封筒のあて名のお子さんの「母親」の働いている状況についておうかがいします。自営業や自営業を手伝っている場合も含みます。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

【父子家庭の場合は記入不要です。→問10へ】

「就労中/パート・アルバイト等」(43.0%)が最も多く、次いで、「就労中/フルタイム」(22.7%)、「以前は就労していたが現在はしていない」(21.7%)、「これまでに就労したことがない」(8.9%)、「就労中/フルタイムで産休・育休・介護休暇中」(0.9%)、「就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休暇中」(0.3%)となっています。

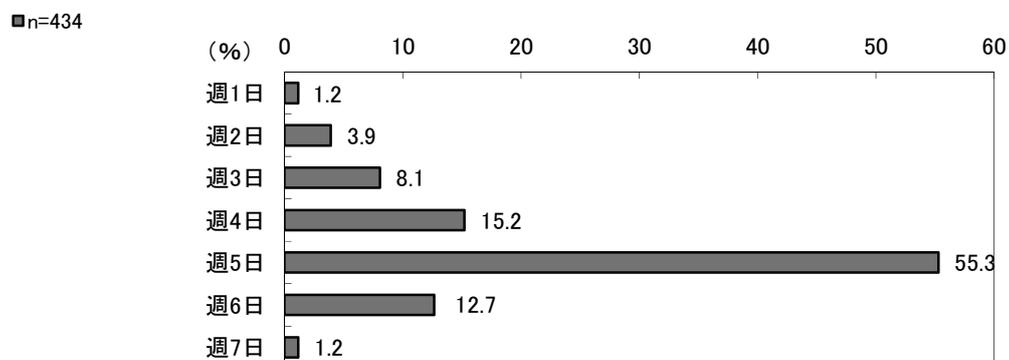


### 4 母親の就労日数・時間

問9-1 問9で「1.」から「4.」を選ばれた、仕事をお持ちの方(休業中の方も含む)におうかがいします。1週間にどのくらいの日数働きますか。また、1日あたりどのくらいの時間働きますか。枠内に具体的な数字を入れてください。不規則な場合は、もっとも多いパターンをお答えください。今休んでいる方は、休みに入る前の状況についてお答えください。

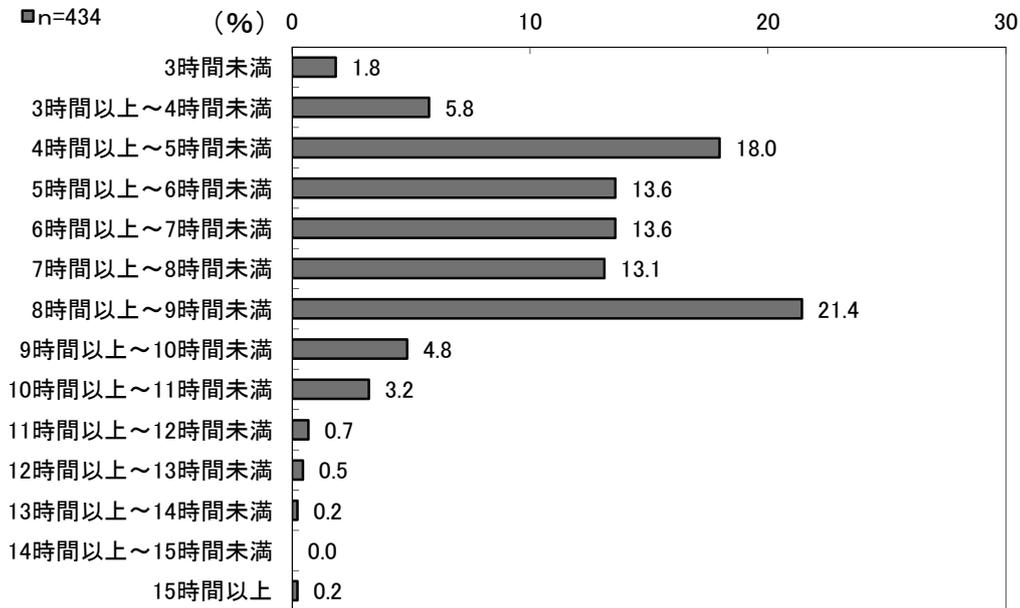
#### 週当たり就労日数

「週5日」(55.3%)が最も多く、次いで「週4日」(15.2%)、「週6日」(12.7%)などとなっています。



## 1 日当たり就労時間

「8時間以上～9時間未満」(21.4%)が最も多く、次いで「4時間以上～5時間未満」(18.0%)などとなっています。

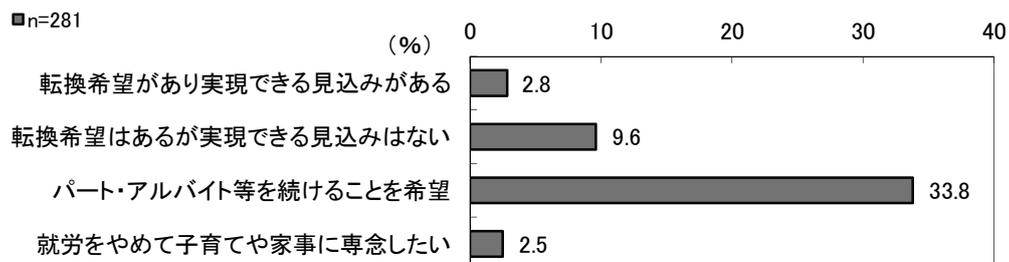


## 5 母親のフルタイムへの転換希望

問11 問9または問10で、「3.」または「4.」を選ばれた、パート・アルバイトで仕事をお持ちの方(休業中の方も含む)におうかがいします。フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

### (1) 母親

「パート・アルバイト等続けることを希望」(33.8%)が最も多く、次いで「転換希望はあるが実現できる見込みはない」(9.6%)、「転換希望があり実現できる見込みがある」(2.8%)、「就労をやめて子育てや家事に専念したい」(2.5%)となっています。

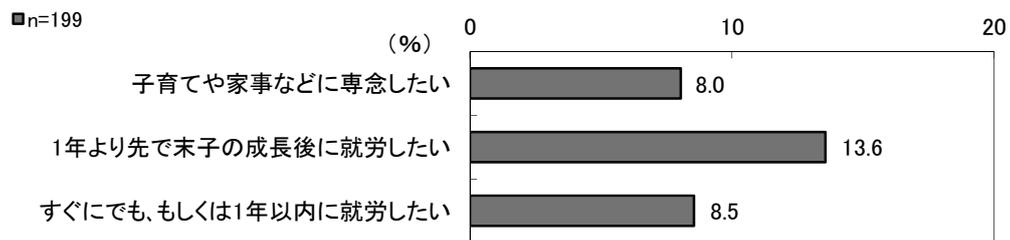


## 6 母親の就労希望について

問12 問9または問10で「5.」または「6.」を選ばれた、仕事をお持ちでない方におうかがいします。働きたいという希望はありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけ、枠内に具体的な数字を入れてください。

(1)母親

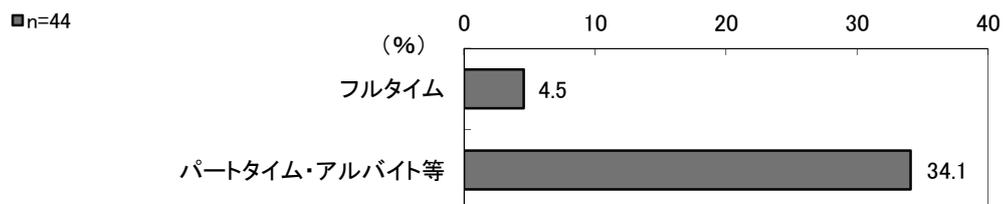
「1年より先で末子の成長後に就労したい」(13.6%)が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(8.5%)、「子育てや家事などに専念したい」(8.0%)となっています。



## 7 母親の就労希望の形態

「3. すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」→希望する働き方

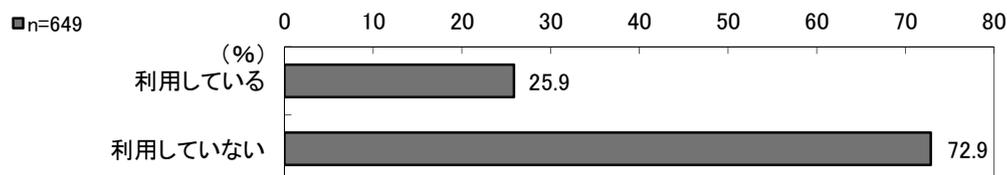
「フルタイム」が4.5%、一方「パートタイム・アルバイト等」が34.1%となっています。



## 8 放課後児童クラブの利用の有無

問13 平日(月曜日から金曜日)に、現在、放課後児童クラブ(留守家庭児童会)を利用されていますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

「利用している」が25.9%、一方「利用していない」が72.9%となっています。

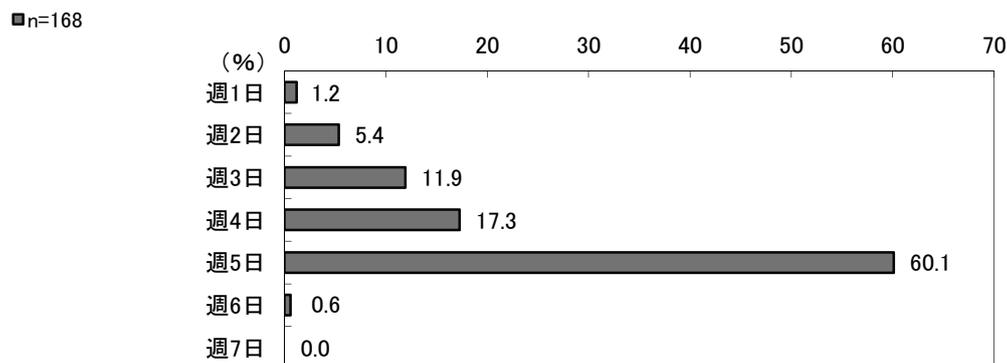


## 9 利用日数・時間・終了時間

問14 問13で「1. 利用している」を選ばれた方におうかがいします。現在利用している放課後児童クラブ(留守家庭児童会)について、もっとも多いパターンとして、1週間に何日利用し、また、1日あたり何時間(何時まで)利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。枠内に具体的な数字を入れてください。時間は、必ず(18:00)のように24時間制で記入してください。

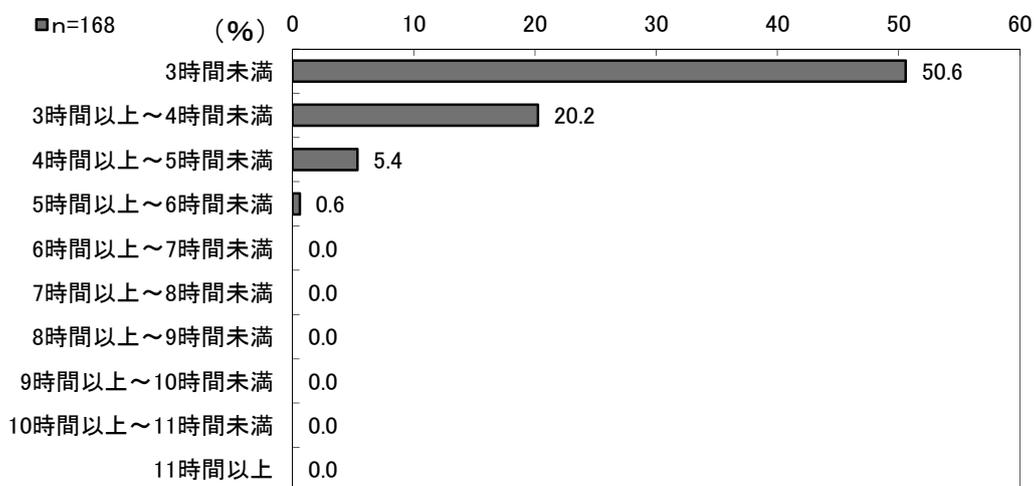
### 週あたり利用日数

「週5日」(60.1%)が最も多く、次いで「週4日」(17.3%)、「週3日」(11.9%)などとなっています。



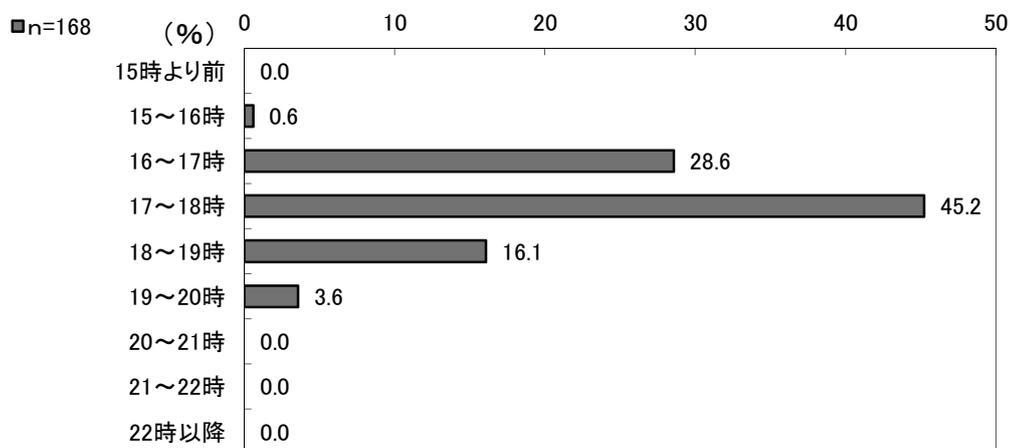
### 1日当たり利用時間

「3時間未満」(50.6%)が最も多く、次いで「3時間以上～4時間未満」(20.2%)などとなっています。



### 終了時間

「17～18時」(45.2%)が最も多く、次いで「16～17時」(28.6%)、「18～19時」(16.1%)などとなっています。

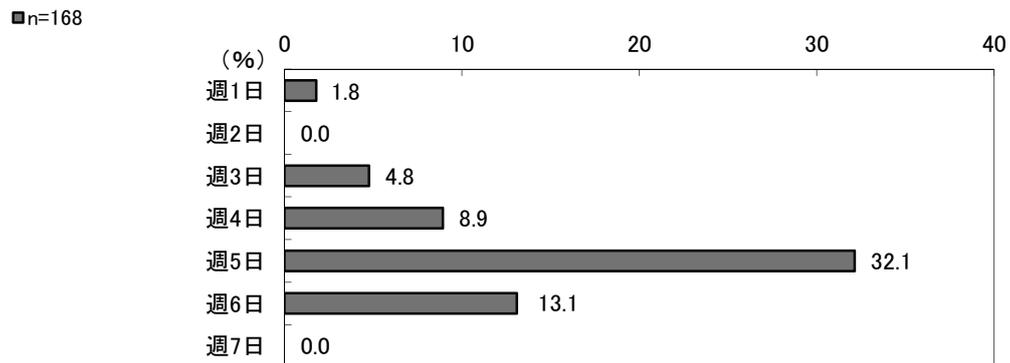


## 10 利用希望日数・時間・終了時間

問14-2 問13で「1. 利用している」を選ばれた方に引き続きおうかがいします。土曜日、日曜日・祝日に、放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の利用希望がありますか。(仕事や介護などによる定期的な利用で、一時的な利用は除きます。)あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。希望がある場合は、枠内に具体的な数字を入れてください。時間は、必ず(9:00~18:00)のように24時間制でご記入ください。なお、利用にあたっては、一定の利用料が発生します。

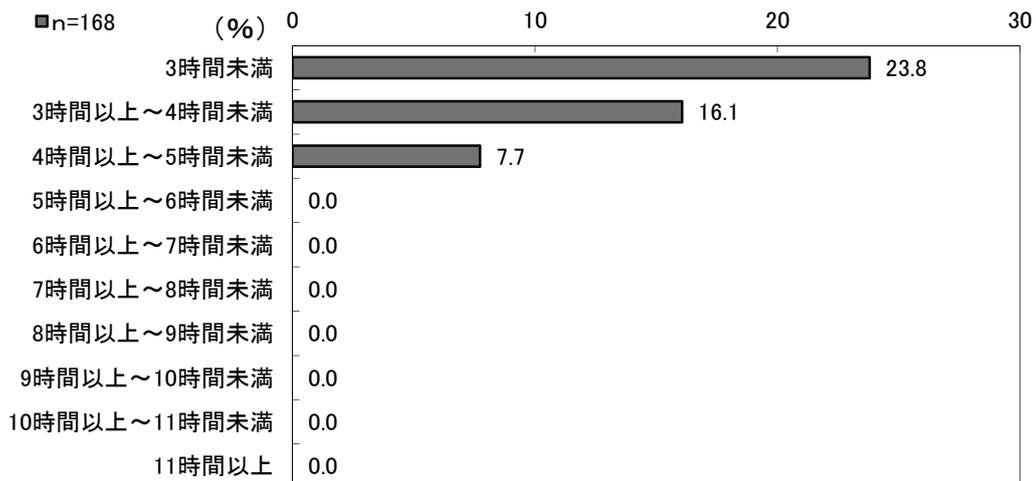
### 週当たり利用希望日数

「週5日」(32.1%)が最も多く、次いで「週6日」(13.1%)などとなっています。



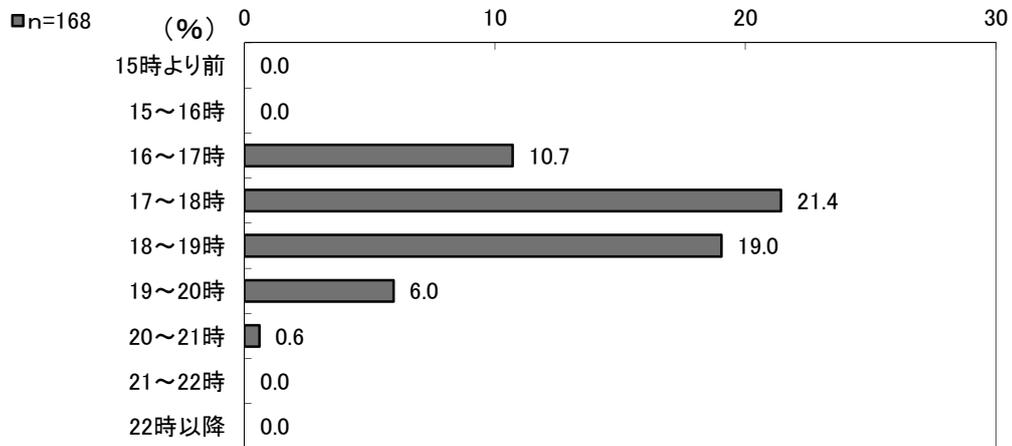
### 希望利用時間

「3時間未満」(23.8%)が最も多く、次いで「3時間以上~4時間未満」(16.1%)、「4時間以上~5時間未満」(7.7%)となっています。



### 希望終了時間

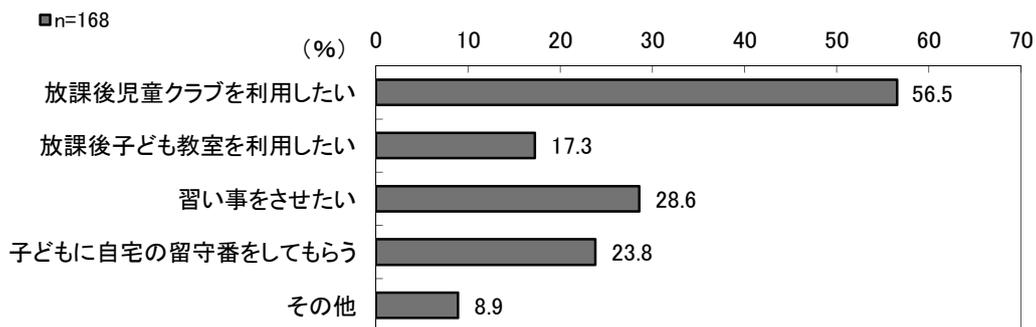
「17～18時」(21.4%)が最も多く、次いで、「18～19時」(19.0%)、「16～17時」(10.7%)などとなっています。



### 11 小学4年生以降の放課後の過ごし方

問14-5 問13で「1. 利用している」を選ばれた方に引き続きおうかがいします。小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

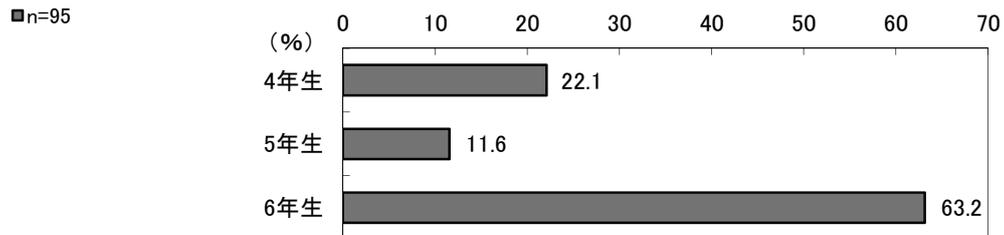
「放課後児童クラブを利用したい」(56.5%)が最も多く、次いで「習い事をさせたい」(28.6%)、「子どもに自宅の留守番をしてもらおう」(23.8%)、「放課後子ども教室を利用したい」(17.3%)となっています。



## 12 利用したい学年

「1. 放課後児童クラブ(留守家庭児童会)を利用したい」 →小学( )年生まで利用したい

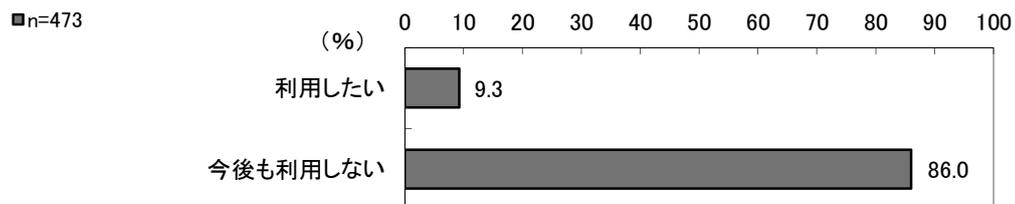
「6年生」(63.2%)が最も多く、次いで「4年生」(22.1%)、「5年生」(11.6%)となっています。



## 13 今後の放課後児童クラブの利用希望

問15-1 問13で「2. 利用していない」を選ばれた方に引き続きおうかがいします。封筒のあて名のお子さんについて、今後、父母とも働く予定があるなどの理由で、放課後児童クラブ(留守家庭児童会)を利用したいとお考えですか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。希望がある場合は、枠内に具体的な数字を入れてください。時間は、必ず(18:00)のように24時間制でご記入ください。なお、利用にあたっては一定の利用料が発生します。

「利用したい」が9.3%、一方「今後も利用しない」が(86.0%)となっています。

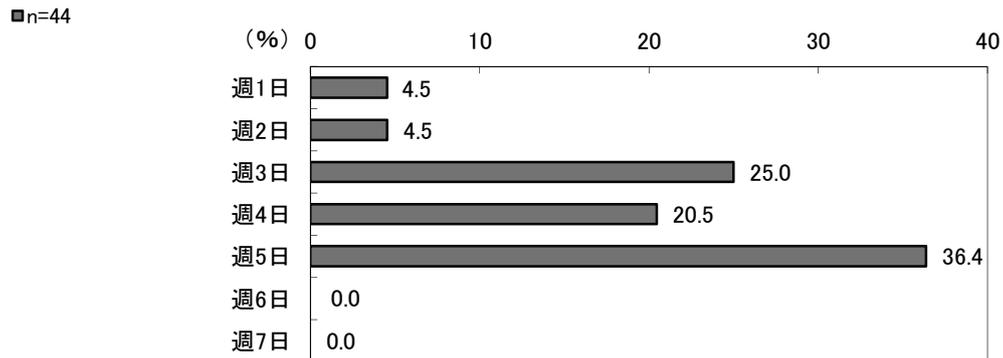


## 14 希望利用日数・時間・終了時間

1週当たり( )日 1日当たり( )時間 ( : )まで

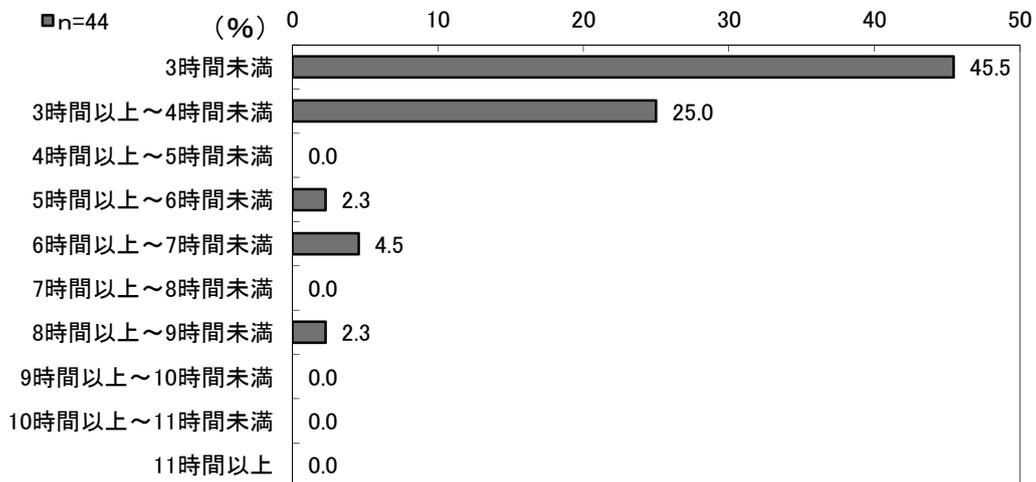
### 希望利用日数

「週5日」(36.4%)が最も多く、次いで「週3日」(25.0%)、「週4日」(20.5%)などとなっています。



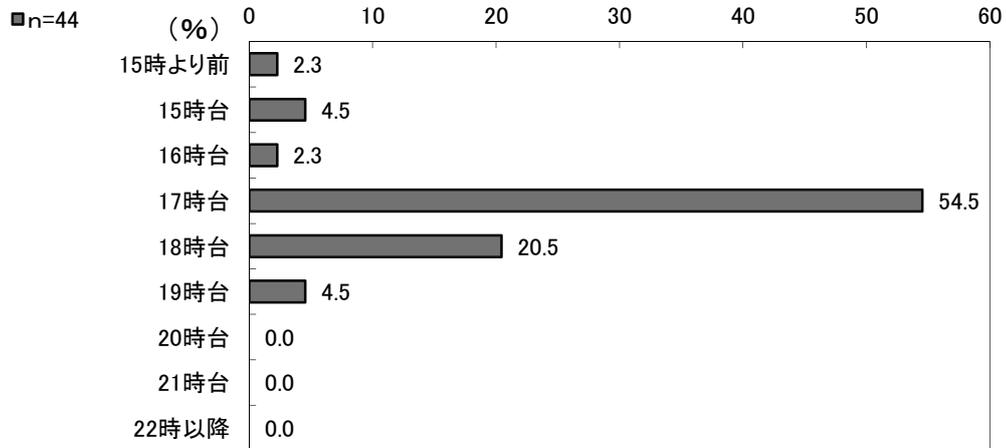
### 希望利用時間

「3時間未満」(45.5%)が最も多く、次いで「3時間以上～4時間未満」(25.0%)などとなっています。



## 希望終了時間

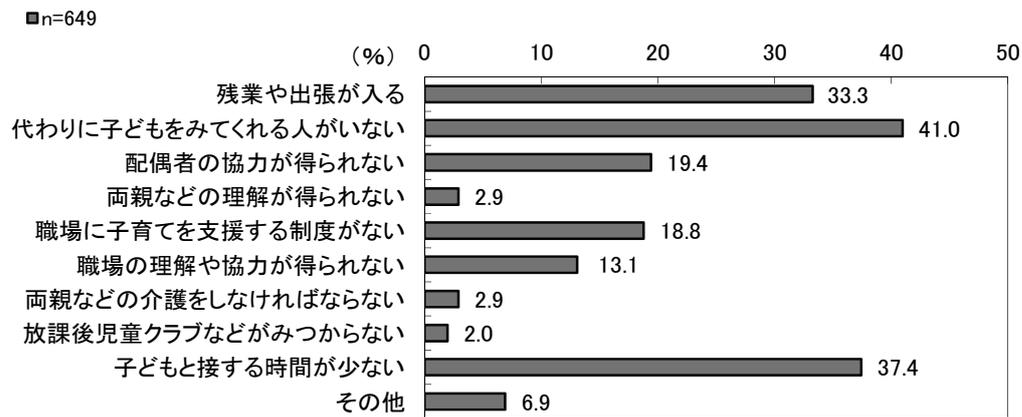
「17時台」(54.5%)が最も多く、次いで、「18時台」(20.5%)などとなっています。



## 15 仕事と子育てを両立させる上での課題

問21 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「代わりに子どもをみてくれる人がいない」(41.0%)が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(37.4%)、「残業や出張が入る」(33.3%)などとなっています。

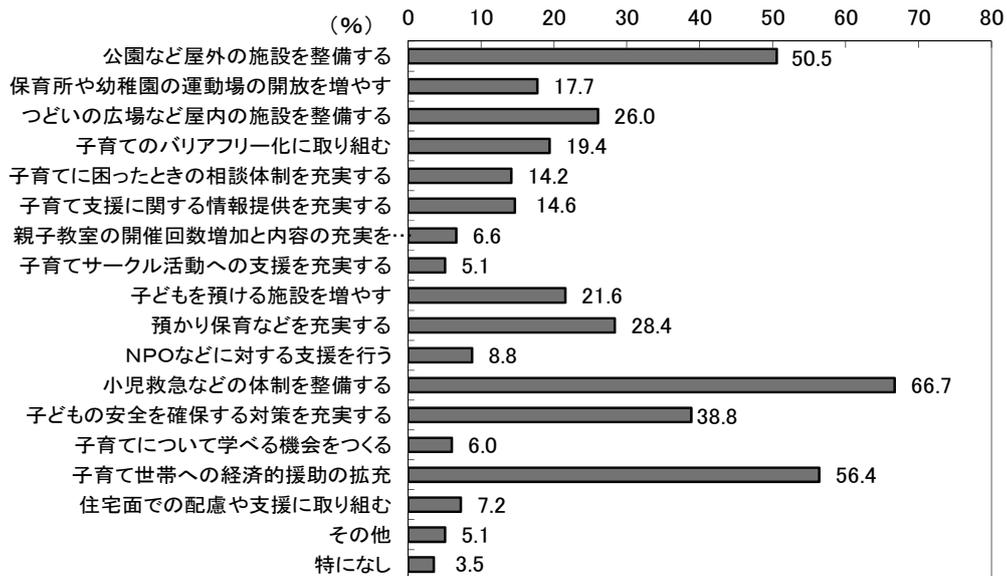


## 16 充実してほしい子育て支援サービス

問22 市役所などに対して、あなたの子育て経験などから、どのような子育て支援サービスを充実してほしいですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「小児救急などの体制を整備する」(66.7%)が最も多く、次いで、「子育て世帯への経済的援助の拡充」(56.4%)「公園など屋外の施設を整備する」(50.5%)などとなっています。

■n=649

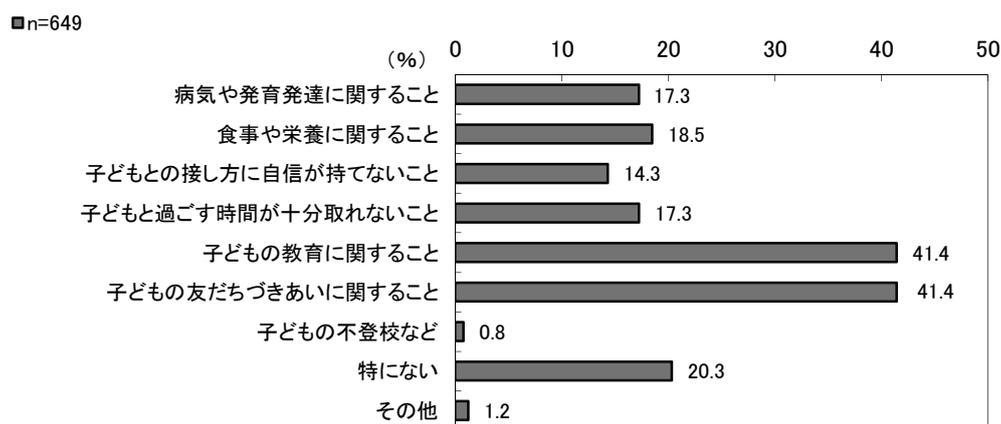


## 17 子育てに関して悩んでいること等

問32 子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください。

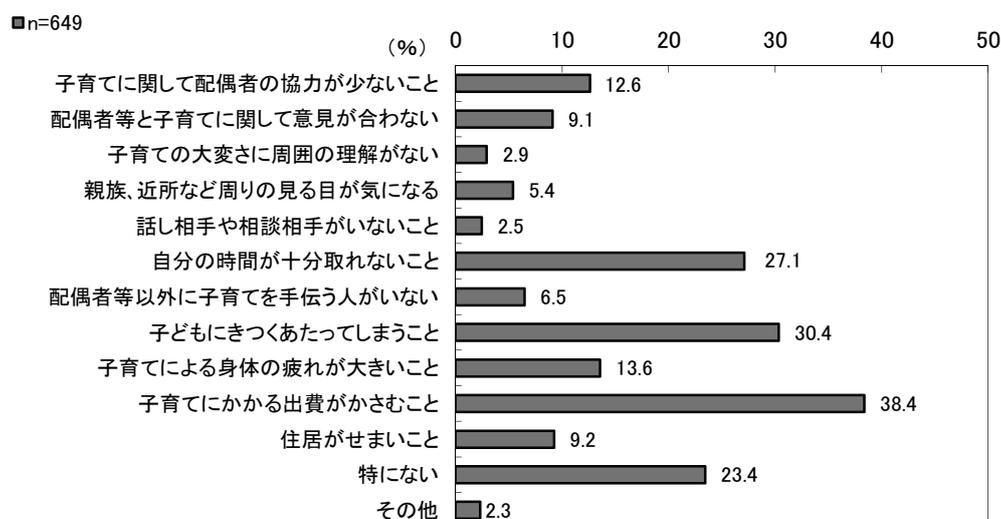
### (1)子どもに関すること

「子どもの教育に関すること」・「子どもの友だちづきあいに関すること」(41.4%)が最も多くなっています。



### (2)ご自身に関すること

「子育てにかかる出費がかさむこと」(38.4%)が最も多く、次いで、「子どもにきつくあたってしまうこと」(30.4%)、「自分の時間が十分取れないこと」(27.1%)などとなっています。



## 4 用語解説

### 【あ行】

#### （預かり保育）

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

#### （生きる力）

知・徳・体のバランスのとれた力。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### （育児休業制度）

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。（平成14年4月より）

注）育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利（形成権）である。

#### （NPO）

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

### 【か行】

#### 「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

#### （家庭的保育）

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

#### （教育・保育施設）

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）

### **(居宅訪問型保育)**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

### **(子ども・子育て関連3法)**

- ①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。)
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

### **(子ども・子育て支援)**

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

## **【さ行】**

### **(事業所内保育)**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

### **(施設型給付)**

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

### **(市町村子ども・子育て支援事業計画)**

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)

### **(市町村等が設置する「子ども・子育て会議」)**

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める区長の付属機関)。

### **(児童虐待)**

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為などの性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

### **(小規模保育)**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

## 【た行】

### （地域型保育給付）

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第 11 条）

### （地域型保育事業）

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第 7 条）

### （地域子育て支援拠点）

児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業のこと。

### （地域子ども子育て支援事業）

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）

### （特定教育・保育施設）

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）

### （特定地域型保育事業）

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第 29、43 条）

## 【な行】

### （認定こども園）

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

## 【は行】

### （保育の必要性の認定）

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組み。（法第19条）

#### 【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

### （放課後児童健全育成事業）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。本市では、「留守家庭児童会」という。

## 【や行】

### （幼保連携型認定こども園）

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。





---

# 阪南市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行 阪南市  
〒599-0292  
大阪府阪南市尾崎町35-1

編集 阪南市 福祉部 こども家庭課

阪南市 教育委員会事務局 生涯学習部 教育総務課 学校教育課

---

